

(案)  
第2期多賀城市  
教育振興基本計画

---

(令和3年度～令和7年度)

夢と希望が輝く  
誰もが成長できるまちづくり

令和3年 月

多賀城市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	- 1 -
第1節 計画策定の主旨・背景.....	- 1 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 2 -
第3節 計画期間.....	- 2 -
第2章 本市教育を取り巻く状況と課題.....	- 4 -
第3章 本市教育の掲げる基本方針と基本目標.....	- 18 -
第1節 基本方針.....	- 18 -
第2節 基本目標.....	- 19 -
第4章 施策の体系.....	- 20 -
第5章 基本的施策.....	- 21 -
基本目標1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上.....	- 21 -
基本目標2 学校教育の充実.....	- 26 -
基本目標3 生涯学習の促進.....	- 41 -
基本目標4 市民スポーツ社会の促進.....	- 45 -
基本目標5 文化財の保護と活用.....	- 48 -
第6章 計画の推進にあたって.....	- 55 -
資料編.....	- 56 -

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の主旨・背景

科学技術の進歩や国際化、情報化の進展などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化しており、また、人間関係の希薄化に伴い、家庭や地域での教育力が低下しています。

このような中、平成18年12月に改正された教育基本法（昭和18年法律第120号）<sup>①</sup>では、政府に教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成29年度に、長期的な展望のもと、教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策を推進するため、多賀城市の教育が目指す基本方針として「歴史・文化を継承し豊かな心を育むまち」を掲げ、「多賀城市教育振興基本計画」を策定しました。第1期計画の計画期間である平成29年度から令和2年度までの4年間、この基本方針を踏まえ、教育環境の充実や様々な教育課題に取り組むための5つの基本目標を定めるとともに、その目標を達成するための施策と具体的取組について体系化し、多賀城市の教育の振興のための様々な取組を推進してきました。

こうした中、第1期計画が令和2年度末に終了することから、令和3年度を計画初年度とする第2期の多賀城市教育振興基本計画について定めるものです。

第2期計画では、国の第3期教育振興基本計画及び宮城県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化・人口減少の進展、グローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む多賀城市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。

---

① 教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

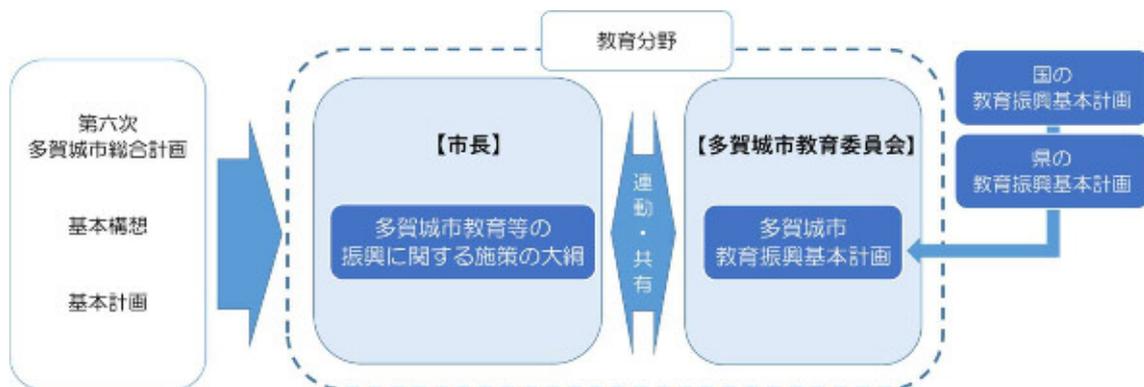
## 第2節 計画の位置づけ

国においては、教育基本法第17条第2項に基づき、平成20年7月に第1期の「教育振興基本計画」、平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」、平成30年度には「第3期教育振興基本計画」を策定しています。

また、宮城県においても、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定しましたが、東日本大震災後の状況変化を踏まえて、平成29年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」を策定しました。

本計画は、これら国・県の計画を受けて策定されたもので、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画として位置づけます。多賀城市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、多賀城市の教育に関する指針となるものです。

また、「第六次多賀城市総合計画」を上位計画として、市長が定める多賀城市教育大綱をふまえ、大綱を実現するものとして、教育にかかわる各種の計画（2ページ図）と連携を図り、本市教育の目指す基本目標を設定し、目標を実現するための施策や方向性を示すものです。



## 第3節 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【図 関連計画一覧】

計画名／年度 (平成・令和)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
国 教育振興基本計画	第1期計画 (平成20年度～平成24年度)				第2期計画 (平成25年度～平成29年度)				第3期計画 (平成30年度～令和4年度)																
宮城県 教育振興基本計画			第1期計画 (平成22年度～平成28年度)						第2期計画 (平成29年度～令和8年度)																
多賀城市総合計画			第五次総合計画 (前期5年・後期5年) (平成23年度～令和2年度)						第六次総合計画 (前期5年・後期5年) (令和3年度～令和12年度)																
多賀城市教育大綱									第一次大綱 (平成28年度～令和2年度)				第二次大綱 (令和3年度～令和7年度)												
多賀城市教育 振興基本計画										第1期計画 (平成29年度～令和2年度)				第2期計画 (令和3年度～令和7年度)											
多賀城市立 図書館基本計画	第1次計画 (平成11年度～平成25年度)				第2次計画 (平成26年度～令和2年度)				第3次計画 (令和3年度～令和12年度)																
多賀城市立 図書館移転計画							平成26年度～平成27年度																		
多賀城市子ども読 書活動推進計画	第1次計画 (平成18年度～平成22年度)		第2次計画 (平成23年度～平成27年度)				第3次計画 (平成28年度～令和2年度)				第4次計画 (令和3年度～令和7年度)														
特別史跡多賀城跡 附寺跡保存管理計 画	第2次計画 (昭和63年度～平成22年度)		第3次計画 (平成23年度～令和4年度)																						
多賀城市次世代育 成支援行動計画 ※1	第1期多賀城市次世代 育成支援行動計画 (前期計画・後期計画) (平成17年度～平成26年度)						第2期多賀城市次世代 育成支援行動計画 (前期計画) (平成27年度～令和2年度)				第2期多賀城市次世 代育成支援行動計画 (後期計画) (令和3年度～令和7年度)														
多賀城市子ども・ 子育て支援事業計 画								第1期計画 (平成27年度～平成31年度)				第2期計画 (令和2年度～令和6年度)													
健康たがじょう 21プラン※2	第1期計画 (平成18年度～平成22年度)		第2期計画 (平成23年度～平成27年度)				第3期計画 (平成28年度～令和2年度)				第4期計画 (令和3年度～令和7年度)														

※1 多賀城市次世代育成支援行動計画と多賀城市子どもの貧困対策計画を一体的に策定

※2 多賀城市健康増進計画、多賀城市母子保健計画及び多賀城市食育推進計画と一体的に健康たがじょう21プランとして策定

## 第2章 本市教育を取り巻く状況と課題

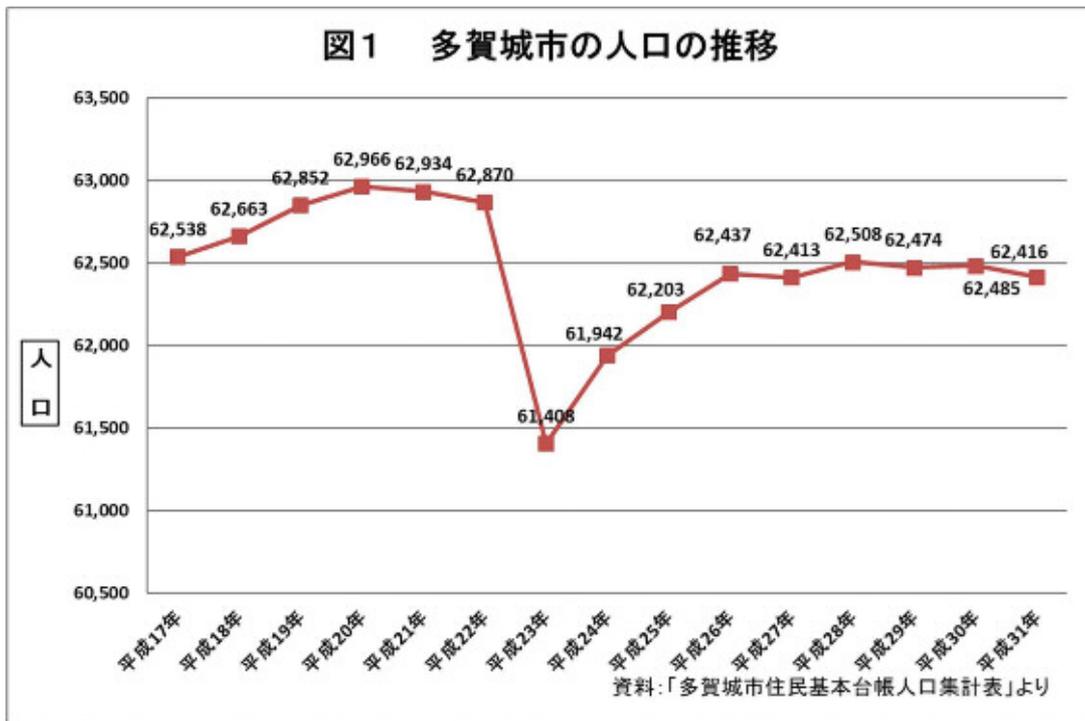
### 1 わが国における諸情勢の変化と本市を取り巻く状況

#### (1) 少子高齢化・人口減少社会

わが国の人口は、平成22年(2010年)の約1億2,800万人から、50年後の令和42年(2060年)には、3割減の約9,000万人となり、そのうちの4割が65歳以上の高齢者になると推計されています。

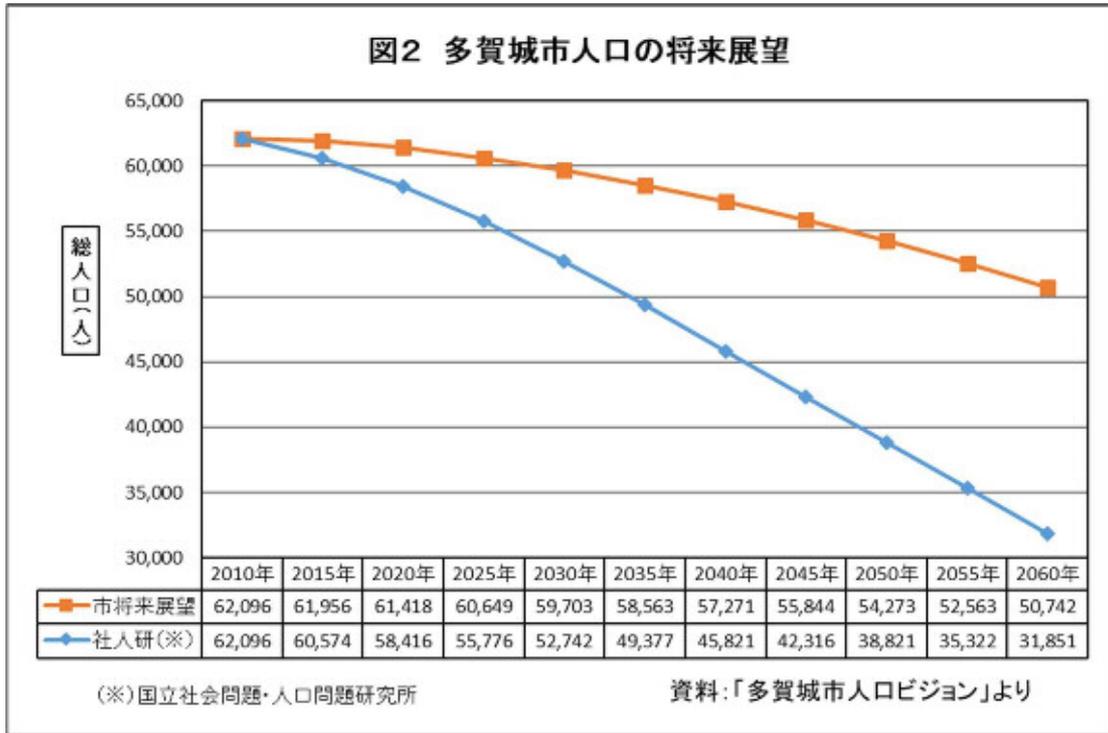
本市における人口は、工業都市として発展した昭和20年代に急増し、その後も、仙台市に隣接する地域性などから緩やかに増加してきましたが、平成20年の約6万3,000人をピークに減少に転じています。

平成23年には、東日本大震災の影響により、前年比で1,462人減の6万1,408人となりましたが、平成28年には、6万2,508人までに回復し、その後は再び減少に転じています(図1)。



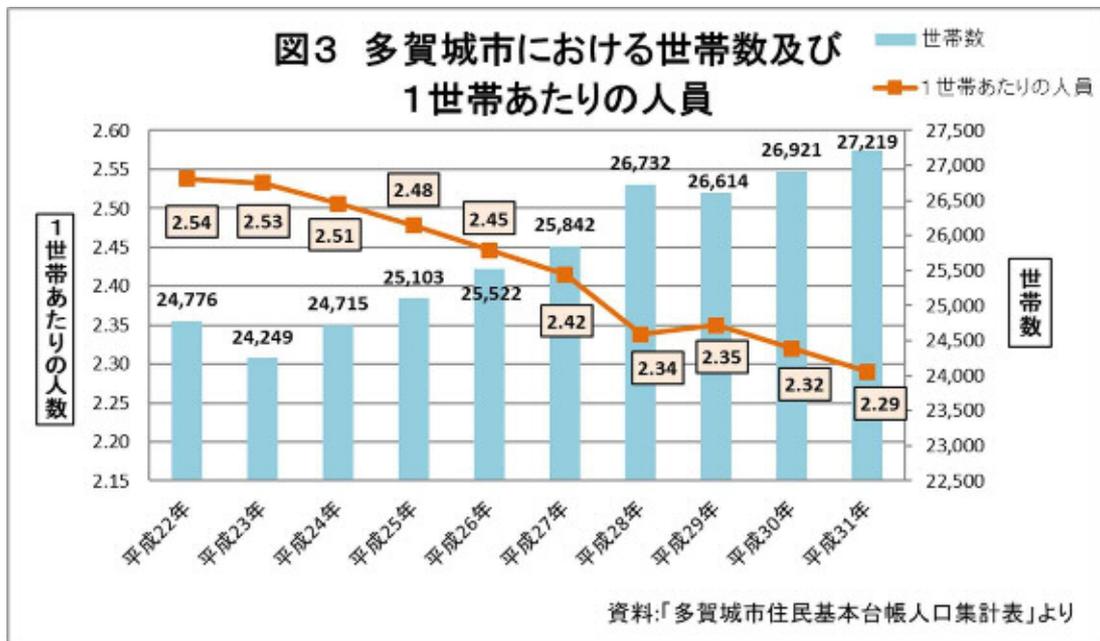
多賀城市人口ビジョン(平成27年(2015年)10月策定、令和2年(2020年)5月改定)では、令和47年(2065年)における将来人口の人口推計と当該推計を基にした人口の将来展望を示しており、今後の人口減少が推計されています(図2)。

図2 多賀城市人口の将来展望



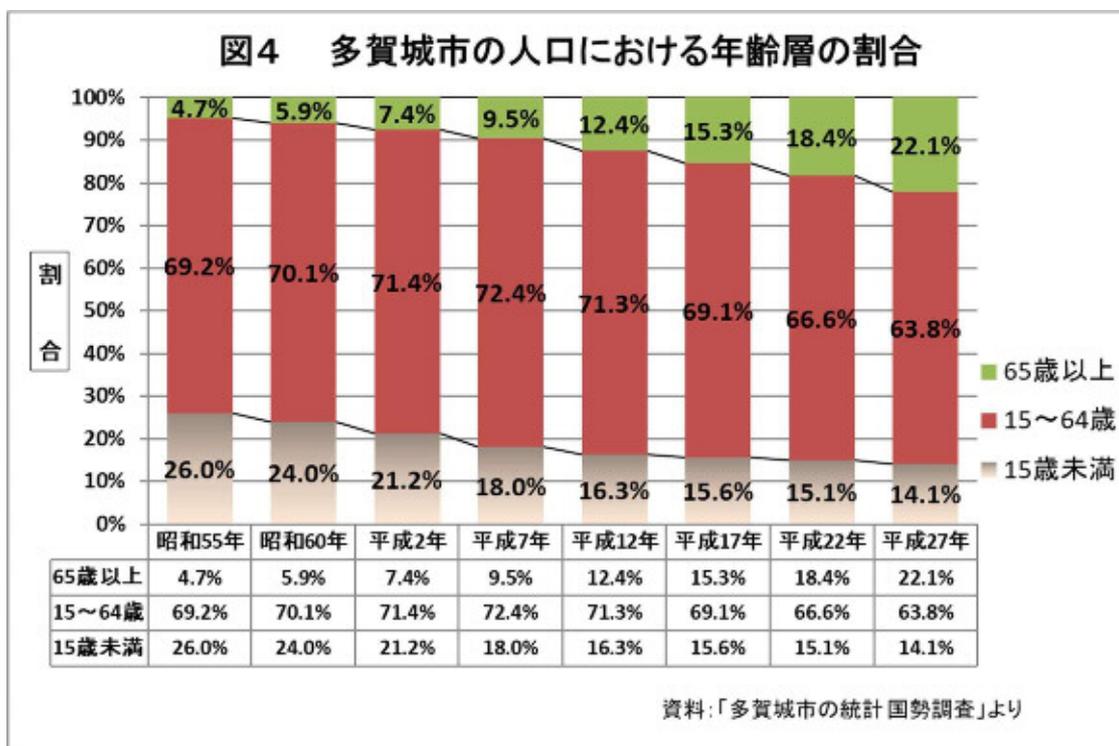
人口が減少する一方で、世帯数は年々増加しており、また、ここ10年間の1世帯あたりの人員は、減少傾向にあることから、本市においても核家族や一人暮らし世帯が増加していることがうかがえます(図3)。

図3 多賀城市における世帯数及び1世帯あたりの人員



本市の人口における年齢層の割合は、優良な工業地帯を有していることから、人口の3分の2が生産年齢人口であるものの、年々15歳未満の割合

が低下し、65歳以上の割合が増加し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます（図4）。



少子高齢化の進行に伴い、生産年齢（15歳～64歳）人口の減少による経済活動の停滞や年金・医療・介護等社会保障費の増大など、若い世代の負担の増加が懸念されています。

今後、少子化対策を推進するとともに、若い世代の人材の育成を図り、維持・発展が可能な社会を構築していくことが課題となっています。

人生100年時代に、100年という長い期間をより充実したものとし、賢く、楽しく、生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより、「生活の質」を高めていくことが大切です。このため、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要となります。

また、健康な生活を送るために、幼児期からの食育や健康教育、運動・スポーツへの継続的な取組が重要となります。

## (2) グローバル化の進展

近年、社会、経済、文化においても、グローバル化<sup>①</sup>が進んでおり、国際的な交流や異文化理解の必要性が高まっています。

このように、グローバル化が進展する中、国際的な視野を持ち、社会をリードできる人材の育成が求められています。

また、異文化理解の上では、他国の文化・伝統などを相互に理解し、尊重することが重要となるため、お互いの交流を図る上からも、日本の文化・歴史を学ぶ機会が求められています。

## (3) ICT<sup>②</sup>による技術革新の進展

インターネットやスマートフォン、SNS<sup>③</sup>などの急速な普及により、生活の利便性の向上が図られ、医療や教育をはじめとした様々な分野でICTの利活用が進められています。

文部科学省の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」では、コンピュータ等の情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、それらを適切に活用し、学習活動の充実を図ることが求められています。

また、令和元年に文部科学省が掲げたGIGAスクール構想では、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することが求められており、教育におけるICT環境整備が一層加速しています。

---

① グローバル化：世界中の国々、人々が国境を越えてより緊密に結びつけられるようになること

② ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報通信技術を表す。

③ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できる会員制Webサービス

#### **(4) 経済・雇用状況の変化と格差の拡大**

目まぐるしく変わる経済状況の中で、震災復興需要の落ち着きや新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用情勢は厳しい状況となっています。

また、子どもの貧困が社会問題となる中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年に改正されました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、経済的な格差が学力の格差につながり、貧困から抜け出すことができないという負の連鎖が起きないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組が求められています。

#### **(5) 教育上の課題の多様化・複雑化**

いじめや不登校など、学校における課題解決に向けた取組は、ますます重要となっています。専門家や家庭との連携のもと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

#### **(6) 地域のつながりの希薄化**

少子高齢化や核家族化の進行により、地域社会におけるつながりの希薄化が指摘されています。地域コミュニティは、高齢者の生活支援や子どもの育成、郷土の伝統や文化を次世代へ継承していくなど様々な役割も担っています。

また、地域コミュニティは、災害発生時における住民の安否確認や避難など、安全を確保する上でも大きな力を発揮することから、地域における人と人との絆を強化して、防犯や防災、教育等の地域が抱える問題・課題を解決していくための総合的な地域力を高めていくことが大切になっています。

今後も、地域の中で新たに人と人とのつながりを構築していくことが重要になります。

## (7) 防災体制の確立と次世代への継承

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大津波により、多く尊い命や先人たちが築き上げてきた大切な財産が一瞬のうちに失われました。

震災からの一日も早い復興に向けて、多賀城市震災復興計画に基づき、国、県と連携し、また、多方面からの支援をいただきながら学校施設の復旧や学習環境の整備、社会教育施設の復旧に全力で取り組んできたところです。

震災から10年が経過し、時間の経過とともに、記憶の風化や危機意識の低下も懸念されており、災害に関する経験や教訓を後世に伝えていくため、学校・家庭・地域との連携による防災教育を計画的、継続的に推進していく必要があります。

また、大川小津波訴訟に係る最高裁判所の決定を受け、児童生徒の命を守ることができるよう、より高いレベルでの危険性の予見とそれに基づくマニュアルの策定等の事前防災など、学校防災体制の再構築が求められています。

## (8) 感染症対策等を踏まえた学校運営

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月から5月まで全国的に学校が臨時休業となりました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、学校における感染及びその拡大を可能な限り防ぎながら、学校運営を継続していく必要があります。

国における「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や、衛生管理マニュアル等では「密閉」、「密集」、「密接」の3つの密を避けることや、マスクの着用及び手洗い等の基本的な感染症対策を継続する新しい生活様式の導入などが示されました。本市においても、各学校に消毒液やハンドソープ等の感染症予防に係る物品の配備を進めるほか、多賀城市シルバー人材センターに委託し、定期的な学校内の消毒を行いました。

また、児童生徒や教職員及びその家族が感染者等となった場合に、速やかに対応できるよう、家庭、学校及び教育委員会での連携が重要になります。今後においては、学校の臨時休業にも対応できるよう、ICT環境の活用により1人1台の情報端末を使用した学習のあり方について検討を進めていく必要があります。

## (9) SDGsとの関わり

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年(2015年)9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際社会における総合目標です。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国々や人々を対象としており、令和12年(2030年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。特に、ゴール4は「質の高い教育をみんなに」を目標として、全ての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する施策を講じることを定めています。

また、SDGsにはESD (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) について記載されており、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動の実践は、SDGs 17のゴール全ての目標達成に貢献するものと言われており、ESDの推進自体がSDGs 達成の重要な要素であると言えます。

本計画においても、SDGsの達成を目指し、施策の推進に取り組みます。



## 2 第1期多賀城市教育振興基本計画の取組の概要

第1期多賀城市教育振興基本計画では、「歴史・文化を継承し豊かな心をはぐくむまち」を基本方針として、5つの基本目標を掲げて取り組んできました。第1期基本計画を総合的に推進するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、学識経験者の意見を活用し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を毎年度行いました。点検及び評価等は、第五次多賀城市総合計画及び第1期多賀城市教育振興基本計画の体系に沿って実施し、教育分野の施策及び基本事業における成果指標の推移を踏まえた成果状況等について、多賀城市まちづくり報告書の点検及び評価等を行うことで実施しました。

平成31年度までの第1期基本方針の取組の概要と今後の主な課題は、次のとおりです。

### (1) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

#### 取組の概要

- ・学校支援地域本部事業については、各中学校区で学期ごとに地域教育協議会を開催し、前学期分の事業の振り返りと今学期の見通しを行い、効果的な事業となるよう取り組んできました。
- ・地域教育力向上事業として、公民館を拠点に防災キャンプを実施し、地域住民等と連携・協力しながら、サバイバル飯作りや防災・減災に関するワークショップを行いました。
- ・放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりのため、放課後子ども教室を継続して開催しました。
- ・平成28年度から「多賀城工場地帯連絡協議会」の協力で、NPO法人 natural science の監修のもと、東北大学などを会場に開催されている学都「仙台・宮城」サイエンス・デイの一環として、地元多賀城の企業・高校・研究機関が持つ技術を体験しながら科学に親しむ小学生向けの事業を行いました。
- ・保護者が集まる学校行事の機会を利用して、子育てや食育に関する家庭教育講座・研修会を行いました。
- ・青少年補導員による青色防犯パトロールカーでの巡回指導や一斉街頭指導を行いました。

● 学校・地域が連携した子どもたちの育成

指標	学校支援事業件数			単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	業務取得	上がると良い	生涯学習課	件/年	36	87	86	
評価	<p>(状況) 平成31年度は86件で、平成30年度より1件減少していますが、後期基準値より50件増加しており、後期目標値を達成しています。</p> <p>(原因) 子どもたちのよりよい教育環境構築のため、学校・家庭・地域が連携した幅広い事業を実施しています。また、取り組んだ事業を評価・検証し、効果の高い事例を各学校で共有することで新たな取組に繋がっていることが要因と考えられます。</p>								<p>☀ (向上)</p> <p>■ 目標達成</p> <p>■ (達成)</p>

平成31年度多賀城市まちづくり報告書（第五次多賀城市総合計画進捗状況報告）

● 放課後等の安全・安心な居場所づくり

指標	放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者割合			単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	市民アンケート	上がると良い	生涯学習課	%	39.4	52.4	48.5	
評価	<p>小学生の子どもを持つ保護者が対象</p> <p>(状況) 平成31年度は48.5%で、平成30年度より3.9ポイント減少していますが、後期基準値より9.1ポイント増加しており、順調です。</p> <p>(原因) 地域ボランティアの協力により放課後子ども教室は継続的な取組ができており、子ども達の安全な居場所として広く認知されていることが要因と考えられます。</p>								<p>☀ (向上)</p> <p>■ 目標達成</p> <p>■ (高)</p>

平成31年度多賀城市まちづくり報告書（第五次多賀城市総合計画進捗状況報告）

**今後の主な課題**

地域住民の特技等を生かしながら、学校・家庭・地域がより一層連携できる体制づくりを進める必要があります。そのために、学校と地域との連携を支援する組織（地域学校協働本部）を中心に、地域住民及地元企業やサークル等の参画を得ながら、学校と地域との連携による「学校づくり」や「地域づくり」を実現することが求められています。

核家族化や共働き家庭の増加により、子どもたち同士の学びや活動の機会が減少しています。放課後等の時間を活動しながら、地域住民による多様な体験や学びの機会を提供し、地域全体で子どもたちの成長を見守る居場所づくりが必要です。

**(2) 学校教育の充実**

**取組の概要**

・副読本「わたしたちの多賀城」を活用し、児童に身近な生活や場所等、地域と連携した学習を積極的に取り入れました。

また、田植えや稲刈りなどの農業体験や職場体験学習等地域に密着した学習を行いました。

・授業づくり研修会、全教職員研修会等を継続して開催しました。

- ・地元大学と連携して長期休業期間に自主学習支援事業「多賀城スコール」を開催し、例年多数の児童が参加しました。
- ・栄養士、栄養教諭による授業や給食時間における食に関する指導、保護者への食育講話、食育だよりの地域回覧、市ホームページ等での情報発信を行いました。
- ・スクールカウンセラーを市内全ての小中学校に配置し、また、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒、保護者及び教職員の相談体制を整えました。
- ・不登校児童生徒の対策として、学校、家庭、地域と連携し、子どもの心のケアハウス運営事業の取組を進めました。
- ・特別な支援を要する児童が集中して授業を受けることができるよう、各種支援員の人的配置の充実を行いました。
- ・小学校への円滑な進学のための保育所・幼稚園と連携して行う「保幼小連携事業（小学校接続カリキュラム）」を行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、除菌対策品の購入や、シルバー人材センターに委託し、定期的な学校の消毒を行い感染症拡大予防に努めました。
- ・児童生徒・教職員にとって安全で快適な学校施設を整備するため、普通教室等へのエアコン設置、トイレの洋式化工事を行いました。

● 教育の質の向上

指標	授業がわかると答える児童割合（小学生）			単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき	
	成果	課独自調査	上がると良い	教育総務課	96	86.6	92.5	90.3	→	(伸びあり)
評価	教育活動状況調査の結果									目標達成度
	<p>(状況) 平成31年度は90.3%で、平成30年度より2.2ポイント減少しましたが、後期基準値より3.7ポイント増加しており、順調です。  (原因) 2年生92.9%、4年生89.1%、6年生88.6%と、学年が高くなる授業がわかると答えた率が低下する傾向ですが、全学年で高い水準で推移しています。各校の授業内容の充実と共に、規則正しい生活や落ち着いた学校生活を送ることができる環境づくりの持続的な取組などが、要因と考えられます。</p>									(達成)

指標	授業がわかると答える生徒割合（中学生）			単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき	
	成果	課独自調査	上がると良い	教育総務課	96	68.8	75.8	80.7	→	(向上)
評価	教育活動状況調査の結果									目標達成度
	<p>(状況) 平成31年度は80.7%で、平成30年度より5.1ポイント、後期基準値より13.9%増加しており、順調です。  (原因) 各学校の授業内容の充実と共に、規則的な生活や落ち着いた学校生活を送ることのできる環境づくりの持続的な取組などが要因と考えられます。</p>									(達成)

平成31年度多賀城市まちづくり報告書（第五次多賀城市総合計画進捗状況報告）

● 教育相談体制の充実

指標	不登校出現率				単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	業務取得	下がると良い	教育総務課	%	1.81	2.27	2.4	1.3	
評価	<p>(状況) 平成31年度は2.4%で、平成30年度より0.13%引、後期基準値より0.59%引増加しています。</p> <p>(原因) 各学校におけるきめ細かい対応とスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーとの連携による取り組みにより一定の効果は認められています。しかし、不登校の要因は学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡みあっており、不登校解消への支援に時間を要することが、要因と考えられます。</p>								(高い) 目標達成度 (低い)	

平成31年度多賀城市まちづくり報告書 (第五次多賀城市総合計画進捗状況報告)

● 教育相談体制の充実

指標	再登校率				単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	業務取得	上がると良い	教育総務課	%	35	34.5	19.8	40	
評価	<p>(状況) 平成31年度は19.8%で、平成30年度より14.7%引、後期基準値より15.2%引減少しております。</p> <p>(原因) 不登校児童生徒の支援体制を充実し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携による取り組みなどを積極的に行っていますが、不登校者が増加していることや、不登校の要因が学校のみならず、家庭環境などが複雑に絡み合い、支援に時間を要していることが要因の1つと考えられます。</p>								(紙下) 目標達成度 (低い)	

平成31年度多賀城市まちづくり報告書 (第五次多賀城市総合計画進捗状況報告)

**今後の主な課題**

スマートフォン等の急速な普及に伴い、過度な使用による学習や睡眠、学校生活への影響が懸念されています。健康で活力ある生活を送るため学校、家庭、地域が連携して基本的な生活習慣の定着を図ることが必要です。

また、不登校児童生徒の理由、背景が多様化、複雑化しており、学校、家庭、地域と連携して個々の児童生徒の要因に応じた効果的な支援を行うことが求められています。

**(3) 生涯学習の推進**

**取組の概要**

- ・各公民館において様々な年代に対応する講座、教室等を開催し、学習機会の創出に努めました。
- ・文化センターにおいて様々な主催・共催事業を実施したほか、文化センター以外の施設に出向いて鑑賞機会を提供するアウトリーチ事業を実施し、文化芸術の振興に努めました。
- ・施設を安全かつ快適に利用できるよう、大代地区公民館、山王地区公民館の冷暖房設備を整備しました。

・平成28年3月に多賀城駅前に移転した市立図書館においては、様々な年代層の読書活動を推進したほか、地域的・現代的課題に対応した講座、イベント等を開催するなど、学習機会の創出に努めました。

● 生涯学習施設の運営

指標	生涯学習施設の利用者数（図書館を除く）				指標のうごき	
	単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)		目標値 (R02)
成果	業務取得	上がるが良い	生涯学習課			
評価	<p>(状況) 平成31年度は298,583人で、平成30年度より45,530人減少していますが、後期基準値より38,116人増加しています。            (原因) 市民会館における芸術文化の鑑賞者数が大きく増加していることが大きな要因です。なお、平成30年度より減少したことについては、新型コロナウイルス感染症への対応として、イベントの中止や約1か月間の臨時休館があったことが主な要因です。</p>				(向上) 目標達成度 (低)	

平成31年度多賀城市まちづくり報告書（第五次多賀城市総合計画進捗状況報告）

**今後の主な課題**

人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）<sup>①</sup>の到来に伴い、自由に機会を選択し、各ニーズに応じた学習を行うことができる環境の整備が求められています。

① 超スマート社会（Society5.0）：IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会

#### (4) 市民スポーツ社会の推進

##### 取組の概要

- ・市民を対象に年間を通じて様々な運動・スポーツ教室や大会を開催しました。
- また、各地域の要望に応じて指導者を派遣する事業を行いました。
- ・安全で快適な環境の中で施設利用ができるよう、定期的な保守点検や修繕を行いました。

##### ● スポーツ機会の充実

指標	スポーツイベント・教室に参加したことがある市民割合（この1年間）				単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標の うごき
	成果	市民アンケート	上がると良い	生涯学習課	%	—	14.4	18.2	→	
評価	<p>(状況) 平成31年度は18.2%で、平成30年度より3.8ポイント、平成27年度の16.4%より1.8ポイント増加しましたが、市民アンケートの指標であり、統計誤差の範囲です。</p> <p>(原因) 平成30年度と比較してスポーツ教室・大会件数は増加しており、市民のスポーツをする機会が増えたことが要因と考えられます。</p>								目標達成度 (高)	

平成31年度多賀城市まちづくり報告書（第五次多賀城市総合計画進捗状況報告）

##### 今後の主な課題

- ・健康志向の盛り上がりにより運動・スポーツを楽しむ機運が高まっており、市民が安心・安全に運動・スポーツに取り組める環境整備が求められています。

## (5) 文化財の保護と活用

### 取組の概要

- ・多賀城創建1300年に向け、特別史跡多賀城跡復元整備事業に取り組みました。
- ・毎年度計画的に特別史跡の公有化を進めました。

#### ● 文化財の調査・保存の促進

指標②	特別史跡の公有化率				単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	業務取得	上がると良い	文化財課	%	56.7	58.9	59.6	60	指標のうごき
評価	(状況) 平成31年度は59.6%で、平成30年度より0.7%ポイント、後期基準値より2.9%ポイント増加していますが、横ばいです。 (原因) 特別史跡指定面積が広大であり、平成26年度より一定の予算の範囲内で毎年度計画的に公有化を進めていることが要因です。								(高) 目標達成 (高)	

#### ● 文化財の積極的な活用促進

指標①	活用されている文化財の面積				単位	基準値 (H26)	実績値 (H30)	実績値 (H31)	目標値 (R02)	指標のうごき
	成果	業務取得	上がると良い	文化財課	m <sup>2</sup>	287,842	307,308	307,308	303,000	指標のうごき
評価	(状況) 平成31年度は307,308m <sup>2</sup> で、平成30年度と同値で、後期基準値より19,466m <sup>2</sup> 増加と順調であり、後期目標値を達成しています。 (原因) 平成28年度に歴史的食文化体験学習事業に伴いそば及び古代米の体験学習地を計上したこと、平成29年度からの中央公園整備事業に伴い整備地が増加したことが要因です。								(向上) 目標達成 (達成)	

平成31年度多賀城市まちづくり報告書〈第五次多賀城市総合計画進捗状況報告〉

### 今後の主な課題

- ・多賀城創建1300年に向け特別史跡多賀城跡復元整備事業を推進するとともに、積極的な情報発信により本市の歴史・文化をさらに広める取組が必要です。

## 第3章 本市教育の掲げる基本方針と基本目標

本市のまちづくりの指針である「第六次多賀城市総合計画」では、将来都市像を「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」として、自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って創ります、と定めています。この実現に向けて、第六次多賀城市総合計画（基本構想・前期基本計画）では7つの政策と3.9の施策を設けています。

このうち、教育分野に関しては、政策3において次のように定めており、これを本計画の基本方針と位置付けます。

### 第1節 基本方針

## 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

- 夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。
- 日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。  
また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。  
さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。
- 生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。

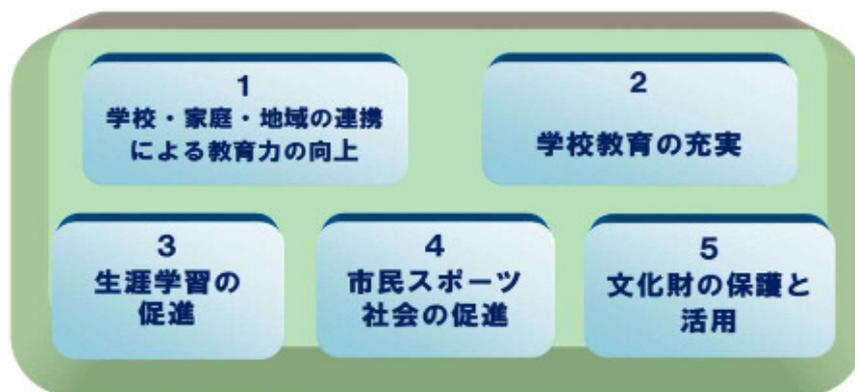
教育環境充実  
地域教育力向上

文化財保存・活用  
文化芸術振興  
歴史文化を活用した  
学びの機会づくり

生涯学習活動促進  
スポーツ活動促進

## 第2節 基本目標

基本方針に基づき、次に掲げる5つの目標を設定します。



### ◎ 基本目標の目指す姿

#### 1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちが生き生きと安全に暮らすことができます。

#### 2 学校教育の充実

児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができます。

#### 3 生涯学習の促進

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができます。

#### 4 市民スポーツ社会<sup>①</sup>の促進

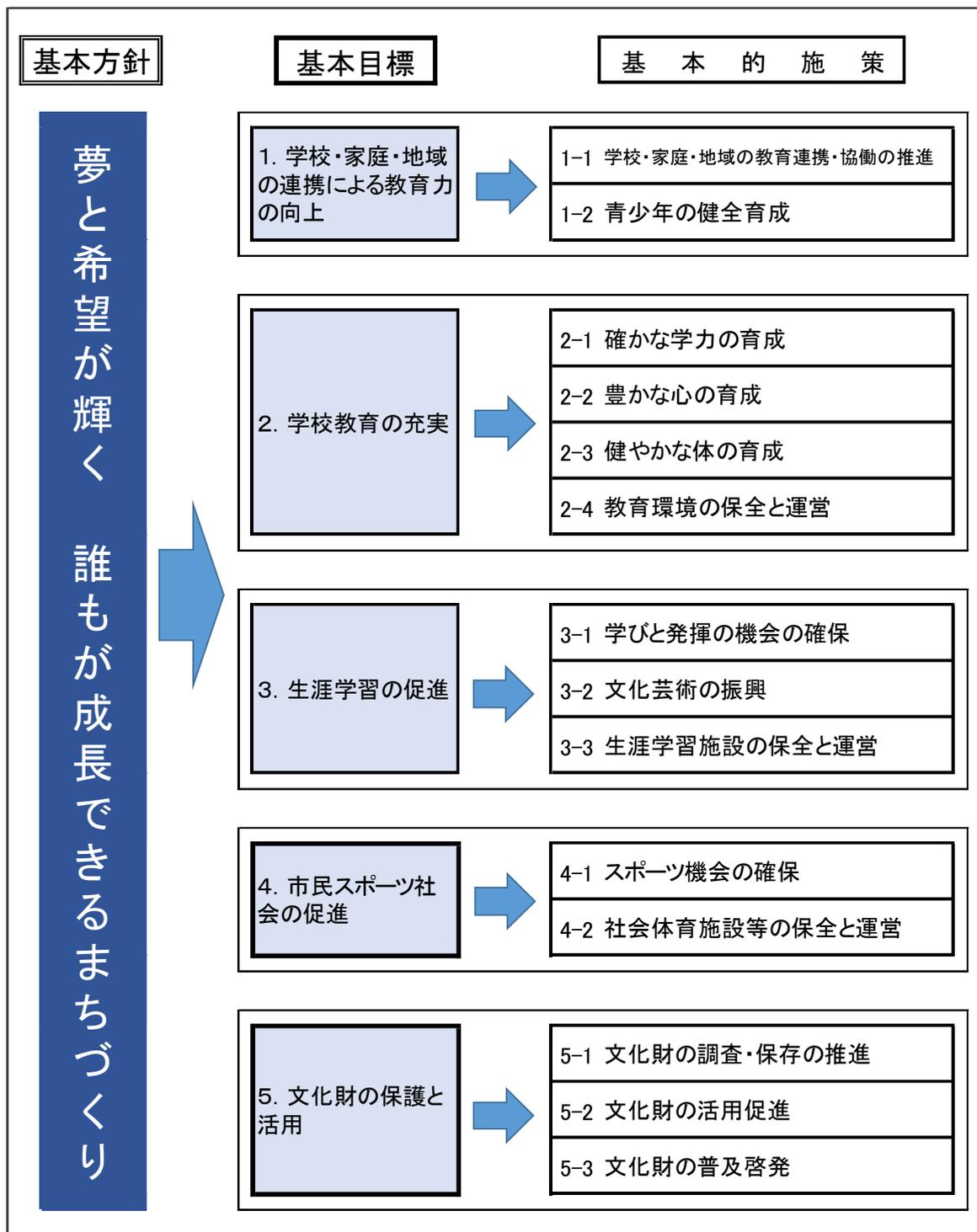
運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

#### 5 文化財の保護と活用

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができます。

<sup>①</sup> 市民スポーツ社会：近隣の学校や公共及び民間スポーツ施設等を活用しながら、地域住民の主体的な運営により、全ての年代の人々が生涯を通じてスポーツに親しめる環境が整っている社会

## 第4章 施策の体系



## 第5章 基本的施策

### 基本目標 1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上



#### 【基本目標の目指す姿】

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちが生き生きと安全に暮らすことができます。

#### 基本的施策 1-1 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進

#### 【基本的施策の目指す姿】

学校と家庭と地域が連携して子どもたちの育成に携わることで、子どもたちが、地域と繋がりながら成長することができます。

#### 現状・課題と施策の方向性

##### (1) 家庭の教育力の向上

###### 現状・課題

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心や自制心、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなどを育み、心身の調和のとれた発達のために重要な役割を果たし、全ての教育の原点になるものです。

これらの教育を家庭において親または保護者が子どもたちに行うにあたり、少子高齢化、核家族化が進行する中で、身近なところに相談や情報交換ができる場所が少なく、子育てに負担を感じる保護者や悩みを抱える保護者の孤立化が問題となっています。家庭における教育に関する情報提供や相談対応など家庭教育支援体制の充実が求められています。

###### 施策の方向性

保護者等が児童生徒の発達段階に応じた行動や考え方を理解し、健全な成長を育むための子育て講座や親子イベント、講習会等、家庭教育に関する様々な学習や体験機会を提供することにより家庭における教育力の向上を支援します。

また、早寝・早起き・朝ごはん推奨運動や宮城県のルブル運動等を活

用して子どもたちの基本的な生活習慣の定着を促進し、知・徳・体の調和のとれた成長へとつなげます。

## (2) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の推進

### 現状・課題

少子高齢化や地域のつながりの減少により、大人や同年齢はもとより異年齢の友人との交流を通じ、様々な体験を積み重ねることで、社会規範や道徳心、社会的なマナー、勤勉性や自己抑制力等、社会性の基本となる様々な態度を育てていく地域教育力の低下が問題となっています。

また、児童虐待や貧困といった課題の増加を背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの成長を支援していくことが求められています。

これからの時代を生き抜く力の育成(学校だけでは得られない知識・経験・能力)や地域住民が自ら地域を創っていく「主体的な意識」転換を図るためにも、学校・家庭・地域が共に連携・協働していくことが必要です。

### 施策の方向性

幅広い地域住民や保護者の参画を得ながら、地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」を通じて、教育についての相互理解を深め、子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、学校と地域は目標を共有したパートナーとして、地域は「学校を核とした地域づくり」、学校は「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校と地域は目標を共有したパートナーとして、地域の発展と未来を担う子どもたちを育みます。

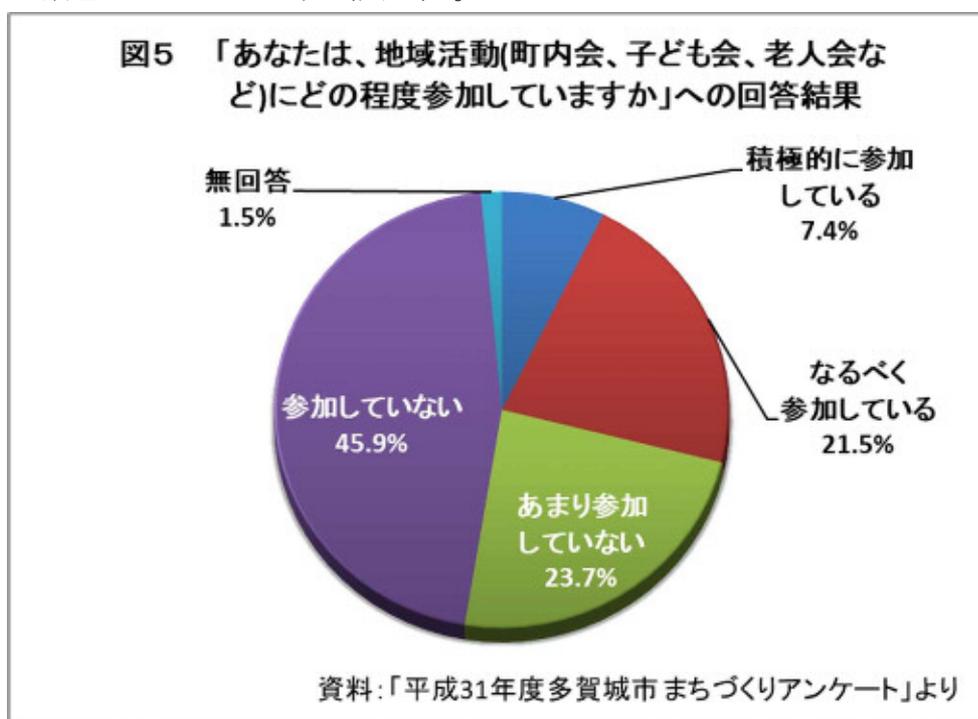
さらに、学校を含む地域全体で児童生徒を見守り、育てていくことは、様々な世代の関わりを生み、濃密な人との関わりや憧れ、尊敬の念を育むことが期待できます。今後は、地域学校協働活動を推進しながら、学校を核とした地域づくりを支援する体制（地域学校協働本部）と学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域とともにある学校づくりを進めるための仕組み「コミュニティ・スクール」が両輪となって、学校と地域との連携・協働を推進していくことが必要です。

### (3) 地域で支える子どもたちが安全で安心できる環境づくり

#### 現状・課題

近年、生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力低下が懸念されており、その背景として、基本的な生活習慣や自立心や自制心、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーなどを育む家庭・地域社会の教育力の低下などが指摘されています。

地域の中で、PTA<sup>①</sup>活動やスポーツ、文化活動を通じた人と人とのつながりを生かし、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくりが課題となっています（図5）。



#### 施策の方向性

子どもたちの健やかな成長を支援するために、学校と家庭、地域住民や協力団体、地元企業等が連携・協働し、地域が一体となって教育活動の充実を図ります。

また、PTA活動、スポーツ活動、文化活動、防災活動や登下校時の見

① P T A (Parent-Teacher Association) : 各学校に組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体

守りに関わる地域活動を促進しながら、子どもたちが安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組み、心豊かな子どもたちの育成を図ります。

## 基本的施策 1-2 青少年の健全育成

### 【基本的施策の目指す姿】

多様な主体が青少年の育成に関わることで、青少年が健やかに成長することができています。

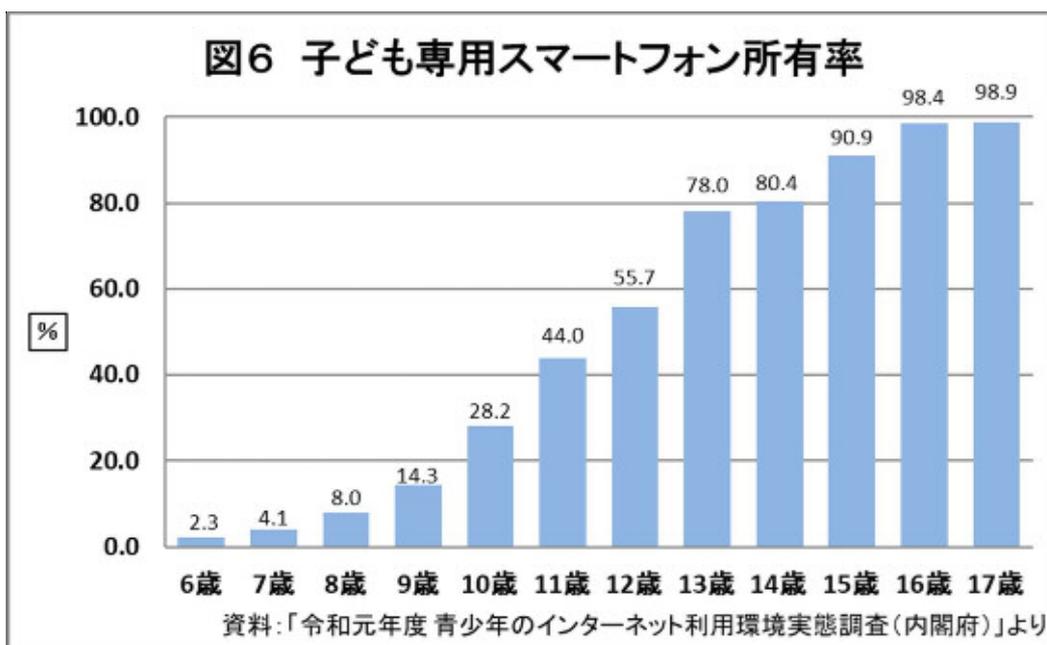
### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 子どもたちの健全育成

##### 現状・課題

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、子どもたちがICTを利用する時間が増加傾向にあります（図6）。あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易となる一方で、SNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じています。

子どもたちが次代の社会を担う者として健やかに成長するための育成支援は、学校・家庭だけでなく、地域社会全体で取り組むべき問題として、青少年育成機関・団体、ボランティア等、地域の様々な主体が連携し、子どもたちの育成を進める必要があります。



## 施策の方向性

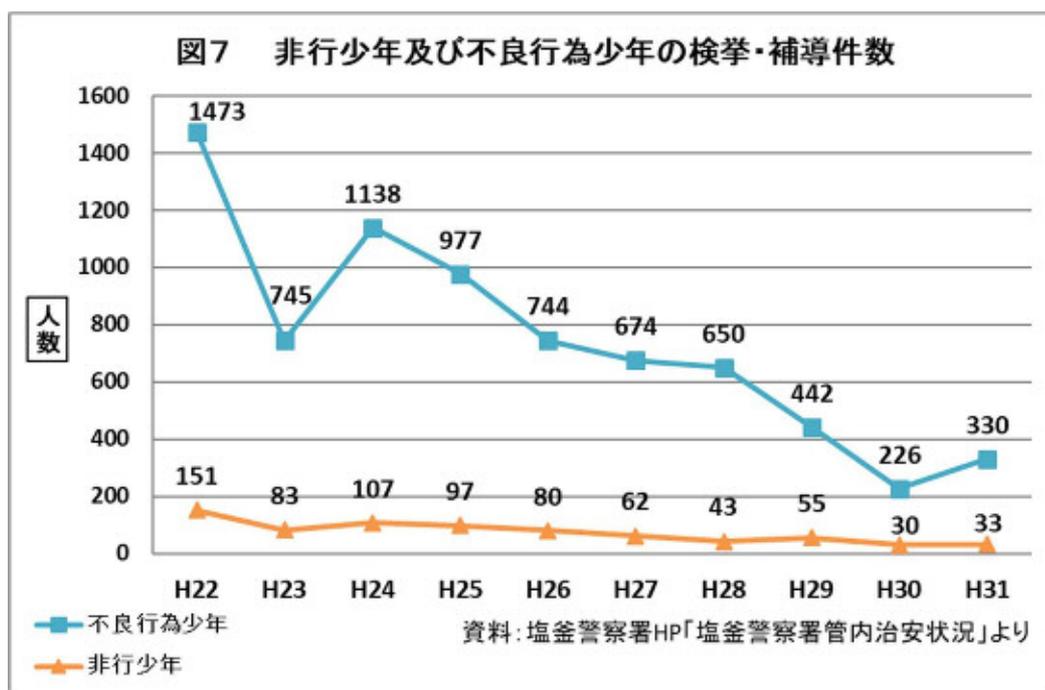
各公民館において、青少年教育事業や家庭教育事業を実施し、青少年の健全育成や保護者等の教育力向上を図ります。

また、放課後児童クラブとの連携による、一貫した青少年の健全育成の体制の構築を進めるほか、子ども会活動の支援や地域づくりに参画するジュニアリーダーの活動を支援し、地域の青少年活動の充実と当該活動を行う青少年の豊かな人格の形成を図ります。あわせて、青少年の非行防止および健全育成の推進に資するため、青少年育成センターを設置し、青少年自身や保護者が抱えている問題についての悩み相談を電話や面接により行います。

## (2) 子どもが巻き込まれる犯罪の防止

### 現状・課題

塩釜警察署管内における非行少年及び不良行為少年の検挙・補導件数は減少傾向にありましたが、平成31年にともに上昇に転じています（図7）。



## 施策の方向性

青少年補導員による青色防犯パトロールカーでの巡回指導や一斉街頭指導、学校と地域が連携した見守り活動を推進します。

## 基本目標 2 学校教育の充実



### 【基本目標の目指す姿】

児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができています。

## 基本的施策 2-1 確かな学力の育成

### 【基本的施策の目指す姿】

教師の指導力と学校の教育力を高め、理解の進む授業が受けられることで、児童生徒の確かな学力を育むことができています。

### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 多賀城市らしい特色ある教育

##### 現状・課題

##### ア 教職員研修の充実

本市では、これまでも、指導主事や学校専門指導員を配置することで、特に若年層教職員の実践的な研修に力を入れてきました。今後、新学習指導要領の目指す教育の充実に向けて、教職員全体に対する研修のより一層の充実が望まれています。

##### イ 個に応じた指導の充実

児童生徒の生育や家庭状況の多様化が進んでいることを踏まえ、個に応じた指導が以前にも増して重要になっていることから、各種支援員などの配置を行っています。

また、発達の遅れや情緒の障害が疑われる児童生徒の数が増加傾向にあり、更に東日本大震災の影響も依然として残っていることから、今後も個に応じた教育を行うための人的配置が重要になっています。

##### 施策の方向性

教職員研修や個に応じた指導を充実するための人員配置や、従来から行ってきた「歴史のまち多賀城」の学習に加えて、市内工業地帯企業や大学との連携を生かした理科教育及び防災教育並びに地域の教育力の活用等を「多賀城らしい教育」として位置付けるとともに、その他の分野でも教育効果を上

げるための活動を推進します。

#### ア 教職員研修の充実

学校教育専門指導員や指導主事を配置し、年間をとおした「授業づくり研修会」等の支援や実践的指導を行うことで、教職員の経験年数や役割ごとに特化した研修を実施し、児童生徒の学力向上に資する質の高い授業づくりに努めます。

#### イ 個に応じた指導の充実

各種支援員等の人的配置を継続するほか、他専門機関と密接に連携することで、個に応じた指導を充実します。

特別支援教育については、特別支援教育コーディネーター<sup>①</sup>を中心とした学校全体の取組や、スクールソーシャルワーカー<sup>②</sup>などとの連携による適切な就学指導、支援体制の実現を図ります。

## (2) 教育環境等の充実

### 現状・課題

公立小学校の学級編成が、令和3年度から5年かけて35人に引き下げることでされました。少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するための取組が必要とされています。

新学習指導要領<sup>③</sup>では、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成も重視されています。児童生徒による、主体的・対話的で深い学びを中心に据えた教育活動は、問題解決能力や総合的な見方を養う上で重要な実体験の場となっていることから、より質の高い授業を展開するための教材整備が求められています。

また、児童生徒に読書の魅力や本を使って調べ、学ぶことの楽しさを教える学校図書館は、自由な読書活動の場としての「読書センター」と自ら学ぶ

---

① 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育（障害のある児童生徒に対して、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、支援を行う教育。）において他機関との連絡調整等中心的な役割を果たす教員

② スクールソーシャルワーカー：児童生徒のいじめ、不登校、児童虐待等の様々な問題環境に対し、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関との連携を通して、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門員

③ 新学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省にて定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。概ね10か年ごとに改訂されており、今回の小中学校の新学習指導要領は、平成29年に改訂され、小学校では令和2年4月から、中学校では令和3年4月から全面実施

ための「学習情報センター」として、市立図書館と連携を図りながら、さらなる機能の充実を図る必要があります。

児童生徒への指導の充実と教員の業務改善を進めるため、令和3年度から小中学校で2学期制を導入します。学校・家庭・地域が共に手を取り合い、児童生徒の育ちを後押しするためには、保護者に各学校の取組を周知し、2学期制への理解を一層図っていく必要があります。

### **施策の方向性**

少人数学級の実施による教職員の増加により、教職員の指導力低下が生じないよう、また、教職員が児童と向き合う時間を十分に確保することができるよう、より質の高い授業を目指し、指導力向上に向けた研修や指導方法の工夫改善のための情報共有を行います。

「義務教育諸学校における教材整備計画」<sup>①</sup>に基づき、児童生徒数に応じた教材の確保に努めるとともに、多様化する教育活動に対応するためICT機器を効果的に活用するなど、より質の高い学習環境の充実及び学校における働き方改革の促進を図ります。

また、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」<sup>②</sup>に基づき、学級数に応じた蔵書の確保に努めるとともに、市立図書館と連携して、学校への司書の派遣や、児童生徒のニーズに応える図書や教科の学習で活用できる図書資料の計画的な整備を行います。

2学期制については、取組と成果について学校だより等を通じて広報を行い、より一層理解が深まるよう努めます。今後、検証・改善を重ねながら、2学期制の良さを十分に活用し、教育活動の充実を図ります。

## **(3) 情報化教育の推進**

### **現状・課題**

文部科学省では、児童生徒一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想の実現に向けた取組を推

- 
- ① 義務教育諸学校における教材整備計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）：新学習指導要領等に併せて、各学校や各地方公共団体が「教材整備指針」を参考にするとともに、必要な教材を整備し、児童生徒の確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進に向けた計画
- ② 学校図書館図書整備等5か年計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）：全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指すもので、図書の増冊、新聞を活用した学習環境の整備、学校図書館担当職員の配置について充実を図る計画

進んでいます。これを受けて、本市では令和2年度に、児童生徒1人1台の情報端末の配備や各クラス1台の大型モニターの設置、無線Wi-Fiの工事を行い、情報化教育を進めるための環境整備を行いました。今後は、すべての教員がICTを活用した指導が展開できることを目的とした研修やサポート体制の強化、また、適切なフィルタリングや学校現場の実態に即した運用ルールの設定等が必要となります。

校務の情報化については、校務支援システムの導入を図り、教職員の事務負担の軽減や児童生徒と向き合う時間の確保につながっています。

#### **施策の方向性**

1人1台の情報端末を活用し、情報を取捨選択し、知識を得たり、自分の考えをまとめる根拠としたりする情報活用能力を充実させるため、学校現場において、専門知識を有する教職員を育成するとともに専門事業者の協力を得ながら児童生徒のICT活用能力の向上を目指します。

また、情報端末を活用しながら、児童生徒の学習意欲を向上させる授業が展開できるよう、教職員の指導力向上に向けた研修を行います。

児童生徒が安心・安全にICTを活用できるよう、適切なフィルタリングや使用ルール、情報モラルについて、随時、情報の共有や発信を行い、家庭との連携を図ります。

### **(4) 知・徳・体のバランスの取れた教育**

#### **現状・課題**

児童生徒の生涯にわたる人格形成の基本と、将来に向けた自立のために必要な力を培い、個性や創造性を伸ばすためには、知識や理解力のほかに、豊かな心やたくましさなど、「知・徳・体」のバランスの取れた教育が必要です。

#### **施策の方向性**

全国学力・学習状況調査やスポーツテスト、学力テスト、日記指導、いじめアンケート、生活実態調査等の結果を分析し、児童生徒の課題を具体的に捉えると同時に、児童生徒の状況を日頃から把握することで、学校の教育活動を客観的に評価・改善して、バランスのとれた教育を進めます。

### **(5) 家庭・地域との連携による学習**

#### **現状・課題**

本市の児童生徒は、家庭でのテレビ視聴やインターネット、ゲームで費やす時間が多く、学習時間が少なくなっています。家庭や地元大学、企業等地

域と連携した自主学習の習慣化を働きかけることが求められています。

#### **施策の方向性**

主体的な学習習慣の定着のために、「学び方を身に付ける学習」の位置づけや、自主学習の力を伸ばす「多賀城スコーレ<sup>①</sup>」を実施します。

また、企業や大学と連携して理科の学習やものづくりに関する体験学習を行い、子どもたち自ら学ぶことに喜びや楽しさを感じて、主体的に学びに向かえるような取組を進めます。

あわせて、学校通信やホームページ、懇談会などにおいて、市が作成したリーフレット「家庭学習の手引き」を活用し、家庭への啓発や支援を進めます。

### **(6) 自然体験、文化芸術体験等、体験学習の工夫と充実**

#### **現状・課題**

子どもたちが直接、自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにする機会や、何かをやり遂げた達成感などを味わう体験の場が少なくなっており、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されています。体験学習を積極的に学習活動に位置づけ、創造性や芸術性を育てながら、豊かな感性を育むことが望まれています。

#### **施策の方向性**

芸術や体育の教科で、専門家を招いた学習活動を実施するほか、企業や大学と連携して理科の学習やものづくりに関する体験学習を積極的に採り入れ、好奇心や意欲を育てます。

また、自然体験や集団宿泊学習の中で、自立の基礎を培う取組を行うなど、豊かな感性を育てます。

さらに、社会に関わり、自己の役割を果たしながら体験的に学ぶ取組を進めることで、将来の多賀城を担う児童生徒を育成します。

---

<sup>①</sup>多賀城スコーレ：児童生徒の学力向上のため実施されている夏季及び冬季の長期休暇中の自主学習支援事業。大学や地域の教育力を活用して実施の方向性を探っていく。加えて教職員対象研修会や家庭教育講演会も実施し、効果的な事業展開を図っている。

## (7) 幼児教育の充実

### 現状・課題

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の教育は、忍耐力、協働力、積極性など、生涯にわたる非認知能力<sup>①</sup>の発達に大きく影響し、その後の生活や学習の基礎となり、また、資質、能力の向上に大きく寄与するものです。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されており、子ども・子育てを取り巻く環境が厳しい現状においては、全ての子どもが等しく質の高い幼児教育を受けられる環境を整備することが求められています。

また、小学校生活にうまく適応できない「小1プロブレム」などの問題を抱える子どもが増えていることから、保育所・幼稚園と小学校が十分な連携を図り、幼児教育から小学校教育へ円滑な移行を行うシステム、環境を整備する必要があります。

### 施策の方向性

幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図るため、幼児と児童の交流、教職員の相互交流を促進することで、保育所・幼稚園、小学校の連携を強化します。

障害のある児童生徒を養育する保護者に対し、適切な就学先を選択できるよう、早期からの情報提供や教育相談を引き続き実施します。

また、発達ステージに合わせた幼児、保護者向けの各種講習、イベントの充実を図ります。

---

① 非認知能力：IQや学力テストでは測定できない個人の特性による能力。学力（認知能力）のように1人で身につけられるものとは異なり、集団や家庭での行動の中で困難や失敗、挫折などの経験を通して養われるものが多いとされる。

## 基本的施策 2-2 豊かな心の育成

### 【基本的施策の目指す姿】

気軽に相談できる環境が整うことで、児童生徒の豊かな心が育まれ、安全・安心な学校生活を送ることができています。

#### 現状・課題と施策の方向性

##### (1) 子どもたちの自立の基礎を育てる教育

###### 現状・課題

近年、子どもたちの間で集団遊びが減少するなどの中、人間関係づくりで必要な経験の不足により、友達とのトラブルが解決できない、年齢に相応しい規範意識が身に付いていないなど、コミュニケーション能力や社会性忍耐力等の不足が原因と思われる問題が多くなっています。

子どもたちが自立するために必要な力の育成は、学校だけでなく地域や家庭の中など、全ての教育の場面で取り組む必要があります。

学校教育においては、教職員がこの問題に関して明確な教育観をもち、主体的・創造的な学習活動や人間・集団関係づくりの場を意図的に位置づけて、児童生徒の「生きる力」を育てていくことが大切です。

###### 施策の方向性

学校運営の中で、児童生徒の発案、計画による取組を意図的に取り入れるなど、好奇心を刺激して意欲化を図るとともに、適切な評価を行うことで創造性や自尊感情を育てます。

また、学習の場に協働で行う活動や自ら設定した課題を克服する活動を位置づけ、日常的な学習や生活で起こる葛藤、トラブルを児童生徒自身で解決する取組を側面的に支援することで、自立の基礎を育てます。

これらの取組は、家庭や地域、PTA等の関係機関と協働で進めるほか、幼稚園や保育所、高等学校との連携をとおして、協力体制を強化します。

##### (2) いじめ、不登校等への対応

###### 現状・課題

###### ア いじめと問題行動

一人一人の児童生徒に、生命や人権を尊重する態度や、公共心や規範意識、他者を思いやる気持ちなど、豊かな心を育てる必要があります。

いじめ、問題行動については、その未然防止と早期対応に向けた相談体制を充実し、家庭・地域との連携強化に取り組む必要があります。

## イ 不登校児童生徒への支援

東日本大震災以降、市内小中学校における不登校児童生徒の出現率は全国平均を上回っており、早期の対策が求められています。

不登校の未然防止と早期対応が図られるよう、保護者や学校、関係機関との連携強化や、教育相談体制の更なる充実を図る必要があります。不登校の「きっかけ」や「継続理由」などの不登校となる要因を的確に把握し、早期に、丁寧に、その要因を解消することが不登校児童生徒への支援推進のために必要不可欠です。

特に、家庭に関する相談は長期化の傾向がみられることから、丁寧な相談活動を継続的に支援していくことが求められています。

## ウ 成長過程での課題

小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする「中1ギャップ」の解消に向けた取組が求められています。

## **施策の方向性**

### ア いじめと問題行動

いじめや不登校などの諸問題に対応するため、教育委員会に指導主事や学校専門指導員を配置するとともに、「たがじょう子どもの心のケアハウス」を拠点としたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、関係機関等の支援ネットワークを構築します。問題解決に向けては、家庭との連携を強化して、情報の共有と教育力の向上を図ります。

また、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成27年11月に「多賀城市いじめ防止基本方針」を策定し、平成28年4月に「いじめ防止マニュアル」を作成しました。各学校において策定するいじめ防止基本方針を基に、PTAなど関係機関といじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携して、いじめ防止に協働で取り組むように徹底します。

### イ 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の支援拠点「たがじょう子どもの心のケアハウス」を拠点として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のケア支援員、適応支援員などとネットワークを構成するとともに、学校・家庭・地域と連携した相談体制をつくります。

また、学習支援、体験活動の提供等の支援体制の充実を図り、心の居場所づくりを行います。あわせて、県教育委員会等の関係機関と連携を

図りながら、別室登校や学校復帰、進路実現に向けた取組を進めます。  
小学校からの不登校については、中学校への円滑な移行を図るため、小  
中学校で情報共有を行い、連携を図ります。

#### ウ 成長過程での課題

小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小中学校の連携を強化  
するとともに、家庭に向けて情報提供を行います。

### (3) 児童生徒の発達や障害についての指導、相談

#### 現状・課題

近年、特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒に加えて、知的発  
達に遅れはないものの、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加して  
おり、発達障害に関する相談体制の必要性が増しています。

障害のある幼児児童生徒の保護者に対し、適切な就学先を選択できるよう  
早期からの情報提供や教育相談の実施が求められています。

#### 施策の方向性

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、心身の障害の種類や  
程度等に見合った就学手続きを進めていきます。

また、就学先決定後も柔軟に見直していくとともに、在籍学級では支援員  
を必要に応じて配置する等、指導体制の整備を推進し、切れ目のない支援を  
確保します。

また、特別支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーによる相  
談体制の整備を推進します。

### (4) 相談支援体制の充実

#### 現状・課題

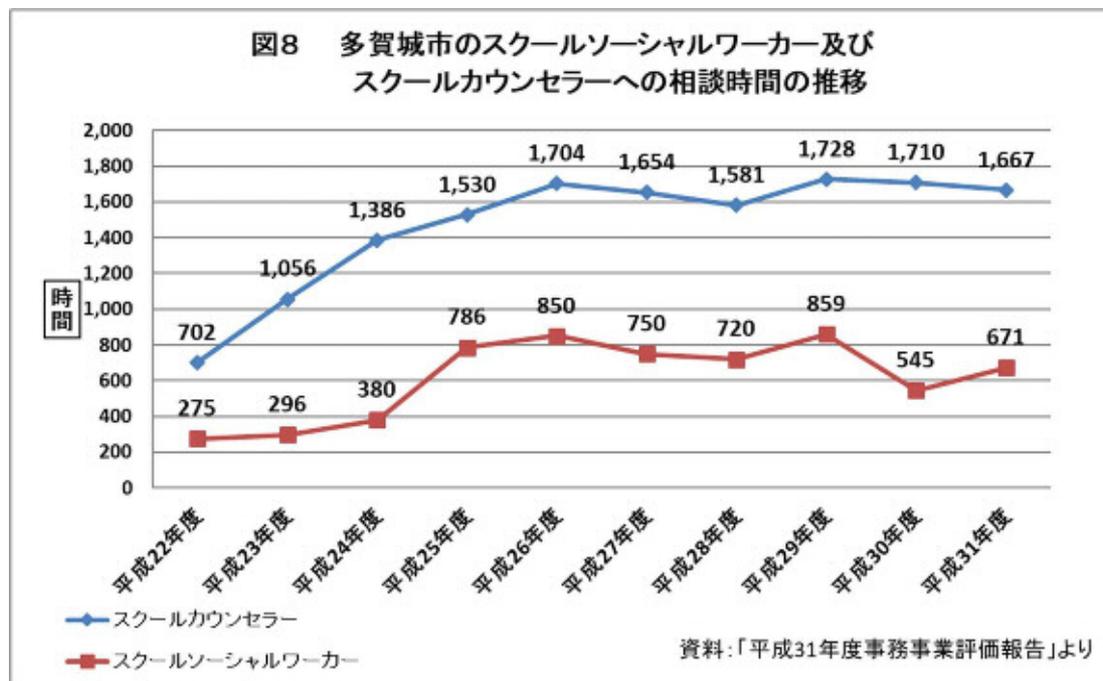
児童生徒の様々な悩みやストレス、課題に対応するために、スクールソー  
シャルワーカーをはじめ、スクールカウンセラー<sup>①</sup>、「たがじょう子どもの  
心のケアハウス」などの相談体制を整備しています。今後は、それぞれの連  
携を図りながら、効果をあげることが期待されています。（図8）

また、日常的に児童生徒と接する機会が多い教職員が、児童生徒の小さな  
変化、兆候をとらえて、深刻な状態になる前の早期に、事案に応じて適切に

---

① スクールカウンセラー：市内小・中学校全校に配置し、児童生徒・保護者・教職員などの  
教育相談にあたっている。

対応できる体制づくりが求められています。



### 施策の方向性

スクールカウンセラーはもとより、児童相談所、警察等との連携により、児童虐待等の早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣により、児童生徒・保護者への支援体制の充実に努めます。

また、保育所や幼稚園との情報交換や翌年度に入学を予定している児童と保護者を対象とした相談活動の実施など、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が連携して適切な指導ができるよう、協力関係の強化を更に進めます。

あわせて、児童生徒一人一人の心に寄り添いながら教育相談を進めていくことができるよう、教職員の相談力を高めるための研修や早期対応に向けた適切な支援体制づくりに向けて取り組みます。

## 基本的施策 2-3 健やかな体の育成

### 【基本的施策の目指す姿】

健康などに関する知識を習得し、基本的な生活習慣を身につけることで、児童生徒の体が健やかに成長することができます。

#### 現状・課題と施策の方向性

##### (1) 基本的な生活習慣の定着

###### 現状・課題

ライフスタイルが多様化する中で、児童生徒の就寝・起床時刻、食事の習慣、テレビ・インターネットの視聴時間や家事の手伝いなど、基本的な生活習慣の価値観が多様化する状況にあります。

学校においても「健康」や「安全」をキーワードとして、健康に関心を持ち、主体的に自分の健康増進に努める児童生徒の育成が求められています。

このような基本的な生活習慣の定着には、学校教育のみならず、地域や家庭と連携した啓発の取組が必要です。

###### 施策の方向性

全国学力・学習状況調査の質問紙調査などにより、児童生徒の生活実態を把握するとともに、健康保持や基本的な生活習慣を身につける意義や方法についての指導を行います。

また、その内容についても、家庭と共通課題としていけるよう、学校通信や懇談会、研修事業を通して情報の共有を図ります。

##### (2) 運動好きで、たくましい児童生徒の育成

###### 現状・課題

日常生活の中で運動量や外遊びの時間が減少しており、児童生徒の体力・運動能力が伸び悩んでいることから、運動好きでたくましい児童生徒の育成が望まれています。小学校低学年からの体づくりや興味関心を持って取り組める運動の導入などにより、生涯にわたり運動に親しむ意欲を育てることが求められています。

中学校においては、スポーツ、文化、科学等に関する部活動に係る技術的な指導や部活動の顧問を担当する教職員の負担軽減のための取組が必要です。

### **施策の方向性**

自らの健康についての関心を高め、休み時間などを活用して日常的に運動する習慣を身につけるとともに、生涯にわたり運動やスポーツに親しめるよう意欲を高めます。

また、地域の優れたスポーツ指導者や外部指導者を学校の部活動に招くほか、全国大会へ出場する際に助成を行うなど、競技力向上のための支援を行います。

中学校の部活動に関しては、本市の設置する学校に係る部活動の方針に則って、各学校において策定した部活動に係る活動方針を家庭や生徒に丁寧に説明しながら進めるとともに、部活動指導員の配置を進め、教職員の負担軽減及び技術的指導の充実を図ります。

## **(3) 食育の推進**

### **現状・課題**

近年、「食」に関わる問題が顕在化している中、本市においては「第四期健康たがじょう21プラン」を策定しています。

学校では、成長期にある児童生徒に対して「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるため、家庭との連携を図りながら食育指導に取り組んでいます。

また、地元で生産された新鮮で安全・安心な食材の活用を図るため、学校給食においても、地産地消の推進が求められています。

### **施策の方向性**

将来にわたり健康な生活を送ることができるよう、「食」の大切さや栄養バランスの重要性について、給食だよりや食育だより等で健康や食育に関する情報提供を行うほか、栄養教諭を中心に家庭と学校の連携による食育指導、家庭科の授業や学級活動を通じての食育指導を効果的に実施します。

また、栄養士、栄養教諭の学校訪問による、全小中学校1クラス年1回の授業または給食時間における「食」に関する指導を継続して行い、児童生徒や保護者の興味・関心を高めます。

あわせて学校給食では、栄養価充足の確保を図るとともに、地産地消を推進し、多賀城市産及び宮城県産の地元食材を使用した郷土料理の提供を行います。

これらの施策を行うことで、「食」が本来持っている「おいしさ」、「楽しさ」を十分に味わってもらいながら、児童生徒一人一人が主体的に健康づくりに取り組む力を育成します。

#### (4) 安全な食

##### 現状・課題

近年、全国的に食物アレルギー対応が必要な児童等やアナフィラキシー等、重篤なアレルギー反応を引き起こす可能性のある児童生徒が増加傾向にあり、学校給食における安全性確保が求められています。

児童生徒が、学校生活の中で楽しみにしている学校給食をより安心安全なものとしていくために、市としての統一した取組が必要とされています。

##### 施策の方向性

児童生徒のアレルギー疾患に関する実態を把握し、アレルギー対応を行うため、市としての統一したアレルギー対応マニュアルを整備し、各関係機関と連携した取組を進めます。

また、アレルギー疾患の児童生徒の保護者に対して、希望に応じてアレルギー詳細成分を記載した献立表を配布し、給食の停止申請をした場合は、停止した給食に係る費用を減額します。

アレルギー対応の必要な児童生徒の保護者と書類（診断書又は学校生活管理指導表等）に基づく具体的な取組に関する話し合いや、緊急時に備えた体制の整備に取り組みます。

### 基本的施策 2 - 4 教育環境の保全と運営

#### 【基本的施策の目指す姿】

**教育環境が適切に維持管理されることで、安心な学校生活を送ることができています。**

##### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 学校施設の整備

##### 現状・課題

市立の小中学校は、平成22年度までに建物耐震化工事が終了したこともあって、本市の児童生徒には、東日本大震災の地震による直接の犠牲者が一人も出ませんでした。

学校は、児童生徒が多く時間を過ごす学習や生活の場であり、安全・安心で快適な学校生活を過ごせるよう多賀城市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化している学校施設の改修を順次行います。学校施設の整備にあたっては、文部科学省が推進する、環境を考慮した学校施設(エコスクール)づくりが求められています。

また、学校は地震や大雨などによる大規模災害時には、地域住民の避難場所としての機能も果たします。大規模災害に備え、施設のバリアフリー化など、避難所としての機能も高めることが課題となっています。

### **施策の方向性**

市立の小中学校の校舎については、児童生徒の安全な学校生活を確保するため、多賀城市公共施設等総合管理計画に基づき、効率的な方法により改修を行います。特に、天井や壁、照明器具などの非構造部材<sup>①</sup>の耐震化や環境を考慮した省エネルギー化を進めます。設備や遊具については、定期的な保守点検を実施します。

また、災害時における生活用水の確保には、学校プールの果たす役割が重要になることから、校舎や屋内運動場と同様に計画的な老朽化対策を進めます。

## **(2) 学校の安全安心体制の確立**

### **現状・課題**

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や竜巻、雷雨などの自然災害や火災の発生時に、「自分の命は自ら守る」ことを基本に、臨機応変な行動が取れる児童生徒の育成が求められています。

また、全国的に子どもを狙った犯罪や登下校時の事故が後を絶たないことから、通学路を含めた学校の安全を確保するための対策が求められています。

### **施策の方向性**

自然災害や火災の発生時に、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動が取れるよう、実践的な防災教育を推進します。

また、減災の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた防災対応マニュアルを整備します。

登下校時の安全確保を図るため、PTAや警察、道路管理者など関係機関と連携して通学路の安全点検を行い、改善必要箇所の対策に取り組むとともに、安全行動を実践できる児童生徒の育成に向け、交通安全教育を推進します。

また、安全で適正な通学区域の調査・研究を進めます。

---

① 非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等を指す。

### (3) 学びのセーフティネットの構築

#### 現状・課題

平成25年6月26日に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもを取り巻く経済的な環境に左右されず、個性と能力に応じて等しく教育を受けられることが求められています。

#### 施策の方向性

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置の充実を行い、教育と福祉、医療の連携強化により、児童生徒、保護者への支援体制の充実に努めます。

経済的な理由により就学が困難な要保護、準要保護児童生徒の家庭に対して、学用品費や修学旅行費、給食費などを助成し、経済的な理由で学びを断念させないよう就学支援を行い、教育の機会均等を図ります。

### (4) コミュニティ・スクールの設置

#### 現状・課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されました。

これまでの「地域に開かれた学校」から、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と共にある学校」へ転換を図り、学校と地域が連携・協働し、地域住民等の参画により地域全体で子どもたちを支える仕組みづくりが必要となります。

#### 施策の方向性

コミュニティ・スクール導入に向けて、研修及び先進地域視察を実施します。

また、各学校においてPTAとの協議を行い、コミュニティ・スクール実施計画の作成と準備委員会の設立を進めます。

加えて、先進導入校(地区)において先進的取組を開始し、検証しながら、実践報告を行い、全市立小・中学校での運用開始を目指します。

あわせて、地域コミュニティの中心となる学校づくりを目指し、通学区域の適正化と、市教育委員会が指定した学校（住所地の校区の学校）以外の学校を選択できる通学区域制度の弾力的運用のあり方について、検討を進めます。

## 基本目標 3 生涯学習の促進



### 【基本目標の目指す姿】

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができます。

### 基本的施策 3-1 学びと発揮の機会の確保

### 【基本的施策の目指す姿】

市民ニーズや現代的課題に応じた学習の機会や場が確保されることで、多彩な生涯学習活動を行うことができます。

#### 現状・課題と施策の方向性

##### (1) 各種講座、教室の充実

##### 現状・課題

平成30年に策定された国の第3期教育振興基本計画において、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」として、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが目標として掲げられています。

スマートフォンや高速通信の普及により、「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる環境づくりが進展しつつあります。

一方、直接人と人が出会い、交流し、学び、そして、鑑賞・体験することが重要になっています。

##### 施策の方向性

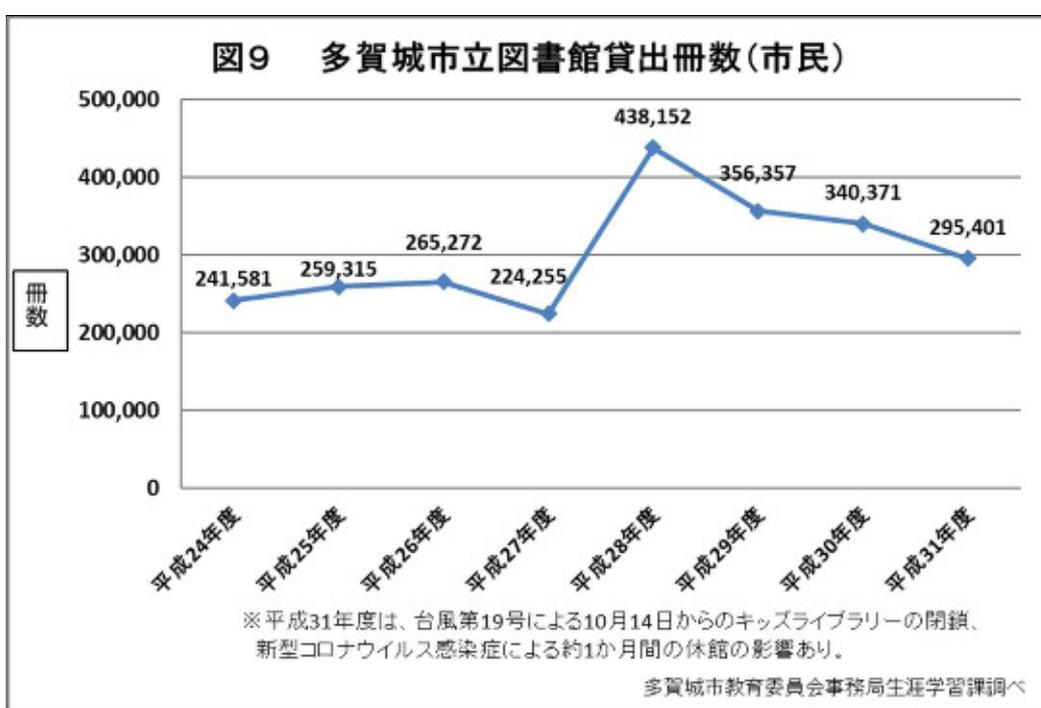
各公民館、市立図書館などの社会教育施設を中心として、市民ニーズや現代的課題に応じた、また、幼児期から高齢期までの幅広い年代に応じた各種の講座、教室等を開催します。

## (2) 読書活動の推進

### 現状・課題

市立図書館における市民への図書貸出冊数は、多賀城駅前への新築移転とともに大きく増加しましたが、減少傾向にありますので、その対応が課題となっています。（図9）。

また、各学校における朝読等の取組により小学生・中学生の読書量は増加傾向にありますが、小学生の不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合）は全国平均・県平均よりも高い状況にありますので、読書活動を始めるきっかけづくりが重要です。



### 施策の方向性

読書活動に対する市民の幅広いニーズに応えるために、指定管理者と連携・協力しながら、市立図書館の機能・運営の充実を図ります。

学校における朝読の実施や子ども向けの読書会や読み聞かせなど、図書に親しむ機会を創出し、子どもへの読書文化の普及啓発や読書環境の充実を図ります。

## 基本的施策 3-2 文化芸術の振興

### 【基本的施策の目指す姿】

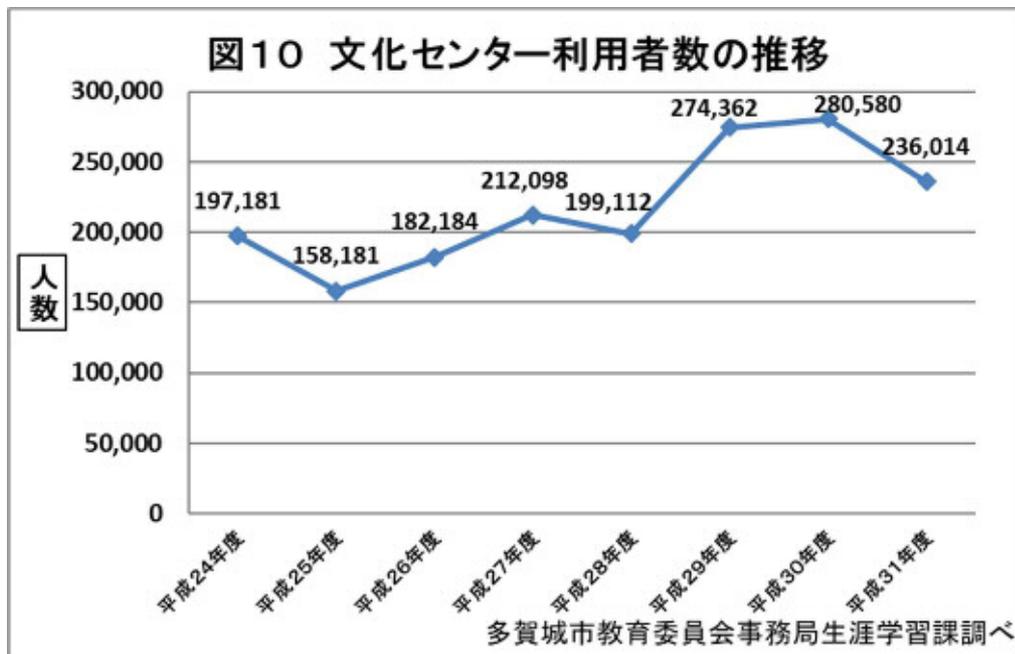
良質な文化芸術に触れ、発表する機会や場が確保されることで、市民の文化芸術活動が活発化しています。

### 現状・課題と施策の方向性

#### 現状・課題

「東北随一の文化交流拠点」構想の中核施設として、国内屈指の音響効果を誇る大ホールを有する文化センターと、JR多賀城駅前に移転した「家」をコンセプトに年中無休で運営され、市民の学びと発見の場となっている滞在型の市立図書館があります。これらの施設と公民館、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、市内文化財等の資源を活用した連携が進み、歴史、文化芸術に触れる機会が拡充しています。

文化センターは、年間20万人を超える利用者が訪れ、本市の文化芸術・生涯学習活動の中核施設となっています。一方で、利用者の固定化傾向もあり、合唱コンクール等の学校行事や成人式以外では訪れたことがないという方たちもあり、新たな利用者層の取り込みが重要となっています。



#### 施策の方向性

文化センターを東北随一の文化交流拠点構想における文化芸術活動の拠点と位置付け、指定管理者と連携・協力しながら、良質な文化芸術の提供や地域文化芸術の振興に努めます。

文化芸術関係サークルが自主的・自発的に取り組む活動に対して、団体運営上の助言を行うなどの支援を継続して行います。

### 基本的施策 3-3 生涯学習施設の保全と運営

#### 【基本的施策の目指す姿】

**生涯学習施設が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができています。**

#### 現状・課題と施策の方向性

##### 現状・課題

山王地区公民館（昭和54年7月開館）及び大代地区公民館（昭和55年4月開館）並びに文化センター（昭和62年4月開館）は、いずれも築30年以上が経過しており、施設の老朽化対策が課題となっています。

今後、不具合が生じるおそれが高くなっていることから、年次計画に基づき、効率的な改修を実施することが必要です。

##### 施策の方向性

予防保全を適切に実施し、事故の未然防止と施設・設備の延命化を図るとともに、多賀城市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的・効率的な改修等を実施します。

## 基本目標 4 市民スポーツ社会の促進



### 【基本目標の目指す姿】

運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて、運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

## 基本的施策 4-1 スポーツ機会の確保

### 【基本的施策の目指す姿】

市民ニーズに応じた様々なスポーツ機会や場が確保されることで、多彩なスポーツ活動に気軽に参加することができます。

### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 多種目、多世代、多目的

##### 現状・課題

健康寿命が伸び、人生100年時代といわれ、健康のための運動や競技スポーツを、生涯を通じて楽しむという考え方が浸透しています。人生100年時代を豊かに生きるため、生涯を通じて多くの市民が運動・スポーツに親しめるよう、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じた環境の整備が求められています。

##### 施策の方向性

競技スポーツからニュースポーツ<sup>①</sup>・レクリエーション種目まで幅広い分野に目を向けることで、スポーツを楽しめる機会や豊かな心を育む環境づくりに努めます。

また、体育施設等の指定管理者との連携を深めながら、市民サービスの向上を図ります。

---

<sup>①</sup> ニュースポーツ：古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを変形・改良することで、誰でも楽しめるよう新しく考案されたスポーツの総称。

## (2) スポーツ活動の充実

### 現状・課題

身近な場所で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動のきっかけづくりや人と人とのふれあう機会の充実が求められています。

また、スポーツ活動には、自ら行うだけでなく、試合等を観戦・応援することや、さらにはボランティアとしてスポーツイベントを支えるなど、様々な形態があります。様々なスポーツ活動を通じて、楽しさや感動を分かち合うことは、地域の一体感や活力を醸成し、健康な生活を送ることができる地域コミュニティづくりに大きく貢献するものです。そのため、各々の興味や関心、適性等に応じてスポーツ活動に参加できる環境づくりが求められています。

### 施策の方向性

多様な生活スタイルに合わせて、ニーズに応じた様々なイベントを開催し、スポーツを通じた地域づくりを推進するため、地域へのスポーツ指導員の派遣事業を行います

また、地元プロスポーツチームを招いたスポーツ教室開催など、トップアスリートを身近に感じる催しへの参加や、スポーツイベントへのボランティア参加など参加して楽しむスポーツの普及を図ります。

## 基本的施策 4-2 社会体育施設等の保全と運営

### 【基本的施策の目指す姿】

**社会体育施設等が適切に維持管理されることで、安全・安心に利用することができています。**

### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 施設の利便性向上

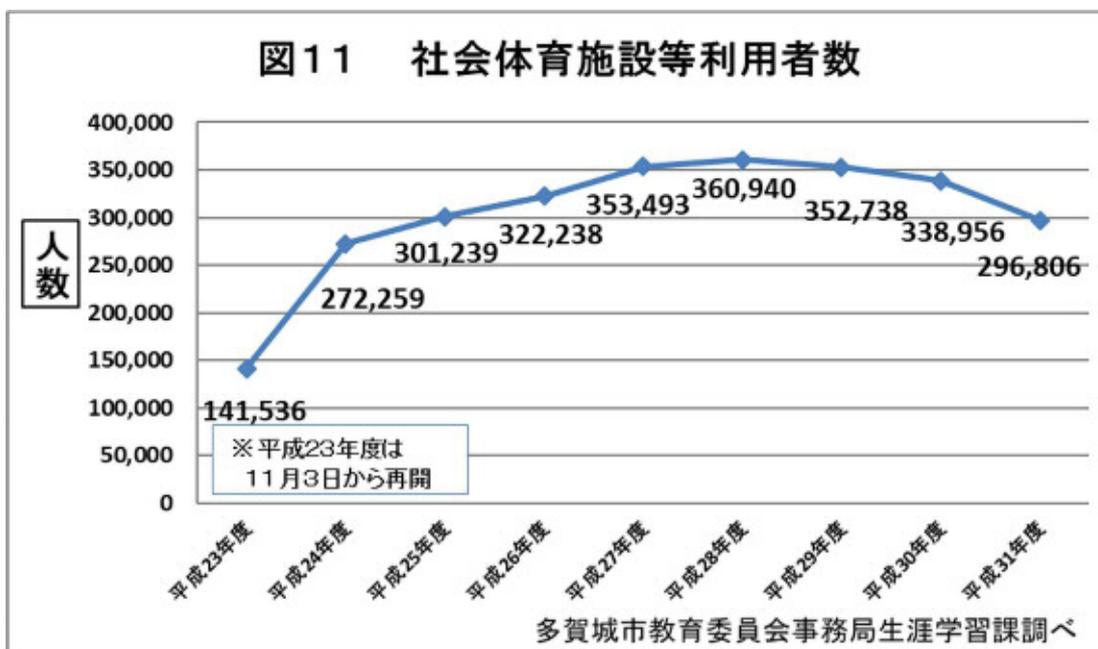
##### 現状・課題

運動・スポーツに親しめる環境を整えるため、社会体育施設等を適切に維持管理する必要があります。

近年、社会体育施設等（学校開放施設利用者含む。）の利用者数は、ほぼ30万人で推移しています。東日本大震災による休館で減少した利用者数は、震災前の水準まで回復しており、今後も同数程度で推移していく見通しです（図11）。

### 施策の方向性

施設の利用状況確認や事前予約がインターネットで可能となっており、今後も利用者の利便性向上に努めます。



## (2) 施設の維持管理

### 現状・課題

施設の老朽化対策が課題となっています。年次計画に基づき、効率的な改修案を実施することが必要です。

### 施策の方向性

市民に安全で快適なスポーツ環境を提供するため、社会体育施設における施設設備の保守点検や修繕を行うとともに、大規模改修については、多賀城市公共施設等総合管理計画に基づき計画的・効率的に実施します。

## 基本目標 5 文化財の保護と活用



### 【基本目標の目指す姿】

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができています。

## 基本的施策 5-1 文化財の調査・保存の推進

### 【基本的施策の目指す姿】

文化財の調査が適正に行われ、保存が図られることで、今そして将来の市民が文化財の価値に触れることができています。

### 現状・課題と施策の方向性

#### (1) 特別史跡の適正な保存・管理

##### 現状・課題

平城宮跡や大宰府跡と並び日本の三大史跡に数えられる多賀城跡は、大正11年、附属寺院である多賀城廃寺跡とともに、多賀城跡附寺跡として国の史跡に指定され、昭和41年には東北古代史を解明する上で、極めて重要であることが認められ、県内唯一の特別史跡<sup>①</sup>に指定されています。

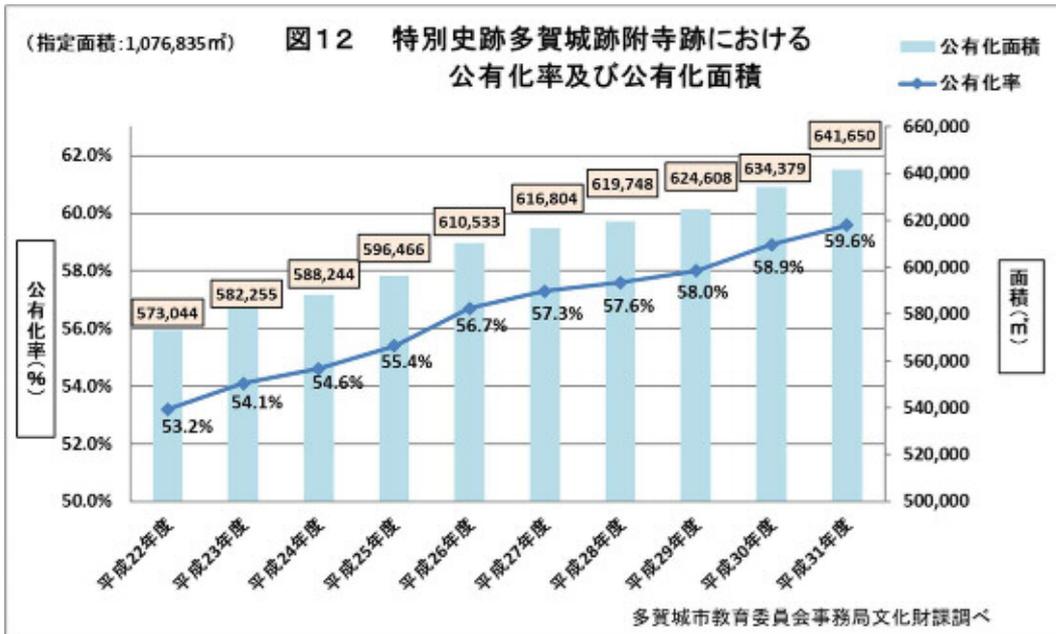
市民共有の財産として大切に保存するため、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」にしたがって公有化を進めており、平成31年度末の公有化率は59.6%となっています。(図12)

一方、公有地の増加に伴い、特別史跡多賀城跡附寺跡の適切な管理に努める必要があります。

##### 施策の方向性

地域住民や市民団体と連携した除草等の維持管理や景観保全活動のほか、一部を体験学習エリアとして活用しながら、特別史跡等の保護を図ります。

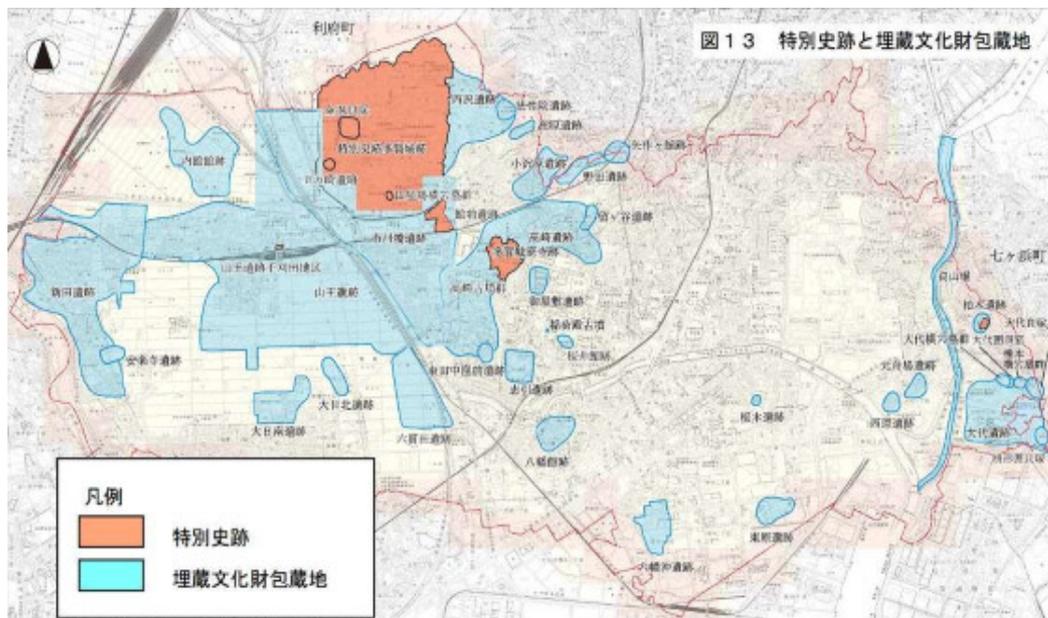
<sup>①</sup> 特別史跡：文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された史跡のうち特に重要なもの。



## (2) 埋蔵文化財の発掘調査と収蔵資料の適正な保管

### 現状・課題

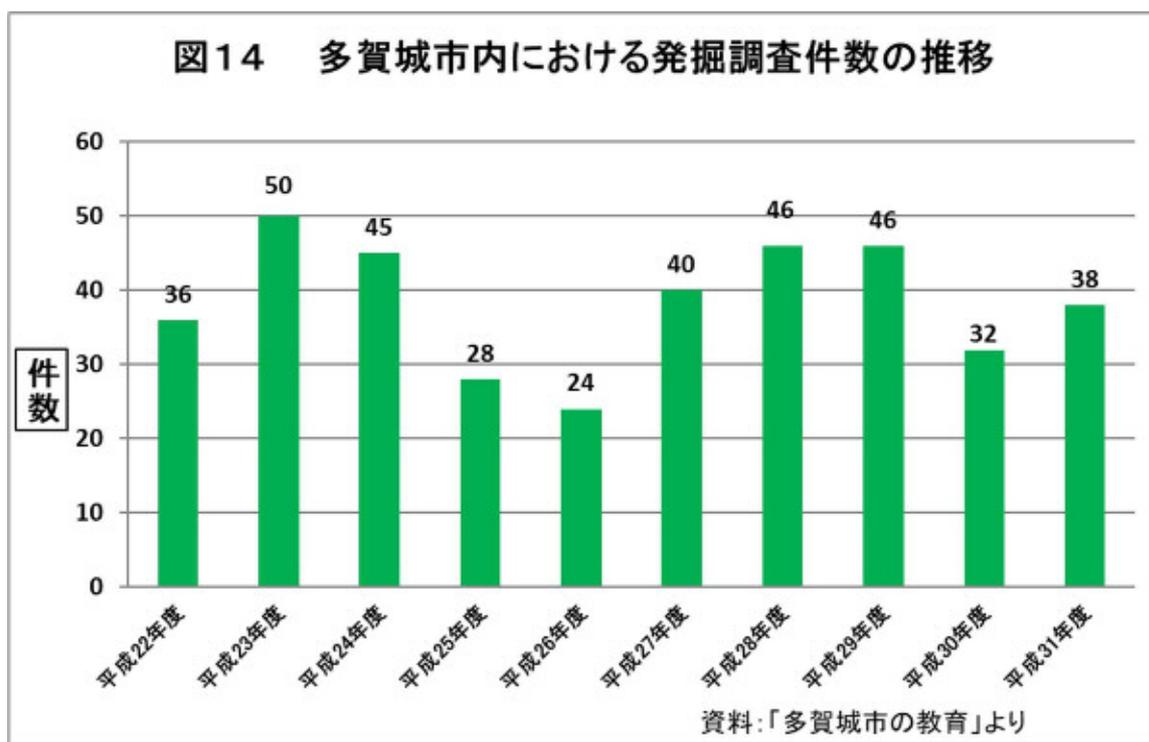
本市では、周知の埋蔵文化財包蔵地<sup>①</sup>（「以下「包蔵地」といいます。）及び特別史跡が市域の約4分の1を占めており、特に市の中央部から西部にかけての地域は、住居地域と重なっているところが多く存在します（図13）。



<sup>①</sup> 周知の埋蔵文化財包蔵地：土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財といい、それを包蔵する土地として周知されている土地。

包蔵地内において、遺跡に大きく影響が及ぶような住宅建設や宅地造成工事等の土木工事が行われる場合には、本市の歴史を保存または記録して後世に伝えるため、文化財保護法に基づく発掘調査を実施しています。

昭和54年以降に実施している発掘調査により、出土資料や調査記録も増加していることから、それらを適正に保管していく必要があります（図14）。



#### **施策の方向性**

包蔵地内において、遺跡に大きく影響が及ぶような住宅建設や宅地造成工事等の土木工事が行われる場合には、本市の歴史を保存または記録して後世に伝えるため、文化財保護法に基づく発掘調査を今後も行っていきます。

また、埋蔵文化財調査センターや埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）の収蔵環境を整え、出土資料等の適正な保管に努めます。

## 基本的施策 5-2 文化財の活用促進

### 【基本的施策の目指す姿】

特性に沿った文化財の活用が図られ、調和のとれた整備がなされることで、歴史と文化がまちづくりにいかされています。

### 現状・課題と施策の方向性

#### 現状・課題

多賀城跡の積極的な活用と次世代への継承を目指した特別史跡多賀城跡復元整備事業は、多賀城の正門である多賀城南門を立体復元するものです。多賀城創建1300年（令和6年）の一般公開に向け、平成30年度に特別史跡多賀城南門等復元工事に着手しました。古代東北地方の政治・文化の中心として、また、奈良時代には東北経営の軍事拠点であった多賀城の南門等復元整備は、多賀城の重要性を体感できる野外博物館的空間として歴史を活かしたまちづくりに寄与するとともに、東日本大震災からの復興の象徴を形作るものです。

今後は、復元した南門を含めた特別史跡周辺整備と一体となった活用策について、景観行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた多角的な視点から検討し、総合的・一体的な取組が必要です。

#### 施策の方向性

多賀城南門が復元されることで、多賀城ならではの個性となり、人々の交流が促され、市民の誇りの拠り所、多賀城らしい魅力の発信拠点となり、より多くの方々に多賀城の素晴らしさを知っていただくとともに、地域経済発展の一助となることを目指します。

交流拠点として、見学・学習のための情報提供コーナー等を設けたガイダンス施設の整備を行います。



## 基本的施策 5-3 文化財の普及啓発

### 【基本的施策の目指す姿】

文化財の展示や積極的な情報発信を行うことで、文化財のもつ価値に触れることができます。

#### 現状・課題と施策の方向性

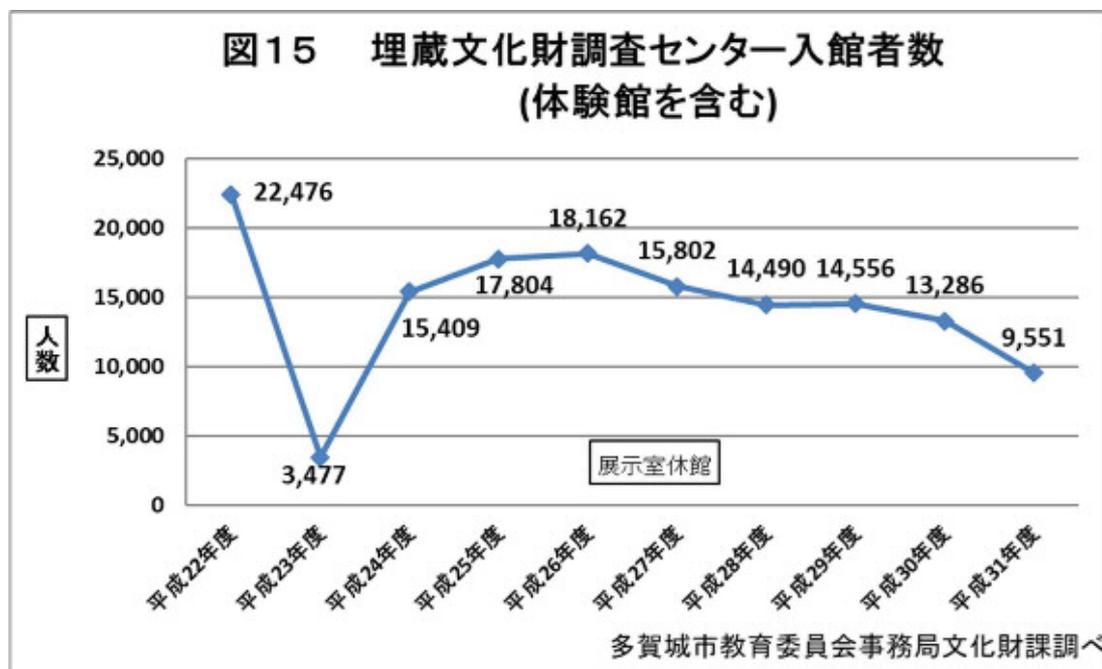
##### (1) 多賀城の歴史を知ってもらうための取組

###### 現状・課題

埋蔵文化財調査センターは、埋蔵文化財の発掘調査とともに、歴史・民俗資料の展示や公開を行っています。

また、平成19年11月には、文化財普及啓発活動の新しい拠点施設として埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）が開館し、歴史的な体験学習の機会を提供しています（図15、16）。

今後も、市民の興味・関心を惹きつける企画展示や講座の開催、体験学習の充実をとおして、歴史に興味・関心を持つ市民を増やしていくことが大切です。





### 施策の方向性

展示会・講座や体験学習会等の開催にあたっては、市商工観光課、都市計画課との連携を図り積極的な広報活動を行うとともに、来館者のニーズに応じた催しを企画します。

埋蔵文化財調査センター体験館では、まが玉づくりなど様々な歴史的な体験学習の機会を提供するとともに、館外への出前授業等を積極的に実施します。

また、次代を担う子どもたちが、本市の歴史に興味を持ち、理解を深め、多賀城の魅力を発信することができるような学校等と連携した取組を検討します。

## (2) 地域の歴史遺産の保存・継承

### 現状・課題

市内各地域には、その地の歴史を物語る歴史遺産として、多くの建造物、古文書、石碑及び民俗資料等があります。平成25年度からは、市内全域を対象に江戸時代の村単位で歴史遺産の資料調査を行っています。これは、歴史遺産の保全と次世代への継承を図るため、本市の歴史の全体像を相対的に把握するものです。

また、調査に基づく資料展等を実施し、各地域の歴史遺産等について普及・啓発を行っています。

### **施策の方向性**

資料調査の成果を基に、さらなる普及・啓発を推進するとともに、多賀城市全体としてどのように保存・継承していくか包括的に検討していきます。

## **(3) 民俗芸能等の支援**

### **現状・課題**

「地域とともにある学校事業」として、民俗芸能である多賀城鹿踊<sup>ししおどり</sup>及び郷土芸能である多賀城太鼓の活動を支援しています。

多賀城鹿踊<sup>ししおどり</sup>は本市唯一の民俗芸能ですが、後継者育成が課題となっています。

### **施策の方向性**

本市の民俗芸能を児童生徒に身近に感じてもらう機会として、多賀城鹿踊<sup>ししおどり</sup>を体験する学習を、多賀城市立多賀城八幡小学校と連携して継続的に支援するとともに、民族芸能への市民の参加と継承を図るため、市内小学生を中心として設立された多賀城鹿踊<sup>ししおどり</sup>クラブを支援します。

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 点検・評価の実施

「第2期多賀城市教育振興基本計画」を総合的に推進するにあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、学識経験者の意見を活用し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を実施します。

また、その結果を報告書としてまとめ議会に提出するとともに、市ホームページ等に公表して広く周知します。

### 2 関係機関等との連携・協働

本計画の施策を効果的かつ効率的に推進するために、庁舎内の関連部局や学校、地域、関係団体等との連携・協働を図ります。

### 3 情報収集と発信

変化の激しい今日の社会において、絶え間なく新たな教育課題が生じています。そのため、本市では、丁寧な情報発信に努めるとともに、市民や関係機関等からの意見や情報の把握を行います。

#### 【参 考】

##### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律■

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2期多賀城市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(令和2年9月1日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく第2期多賀城市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり意見の聴取を行うため、第2期多賀城市教育振興基本計画策定会議（以下「会議」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 会議の委員は6名以内で構成し、次のいずれかに該当する者から教育委員会が決定する。

- (1) 教育に関し識見を有する者
- (2) 学校教育関係者である者
- (3) 社会教育関係者である者

(会議の開催等)

第3条 会議は、4名以上の委員の参加をもって開催するものとする。

- 2 参加者の互選により、議長及び副議長を定めるものとする。
- 3 第2条各号に該当しない者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、基本計画の策定をもってその効力を失う。

## 第2期多賀城市教育振興基本計画策定会議委員

	氏名	フリガナ	職名
1	水谷 修	ミズタニ オサム	東北学院大学教養学部長
2	丸山 千佳子	マルヤマ チカコ	宮城教育大学教職大学院特任教授
3	針生 健治	ハリウ ケンジ	多賀城市父母教師会連合会会長
4	丸田 浩之	マルタ ヒロユキ	多賀城市校長会会長
5	佐藤 智子	サウ トモコ	多賀城市社会教育委員
6	鈴木 朝二	スズキ アサジ	多賀城市文化財保護委員

※職名は令和2年10月1日現在

## 策定経過

日程	内容	概要
令和2年9月1日	要綱制定	「第2期多賀城市教育振興基本計画策定会議実施要綱」施行
令和2年12月15日	書面決議	計画案の説明、意見聴取
令和3年1月28日	第1回策定会議	前回からの修正点の説明、基本的施策について他
令和3年2月10日	「教育に関する施策の大綱」策定	「教育に関する施策の大綱」策定
令和3年2月12日 ～2月26日	パブリックコメント実施	計画案に対する意見募集 26名から31件の意見提出
令和3年3月10日	第2回策定会議	パブリックコメント等の意見説明、計画案の最終調整
令和3年3月19日	行政経営会議告	行政経営会議に報告
令和3年3月22日	令和3年第3回教育委員会定例会	第2期多賀城市教育振興基本計画を審議し、決定